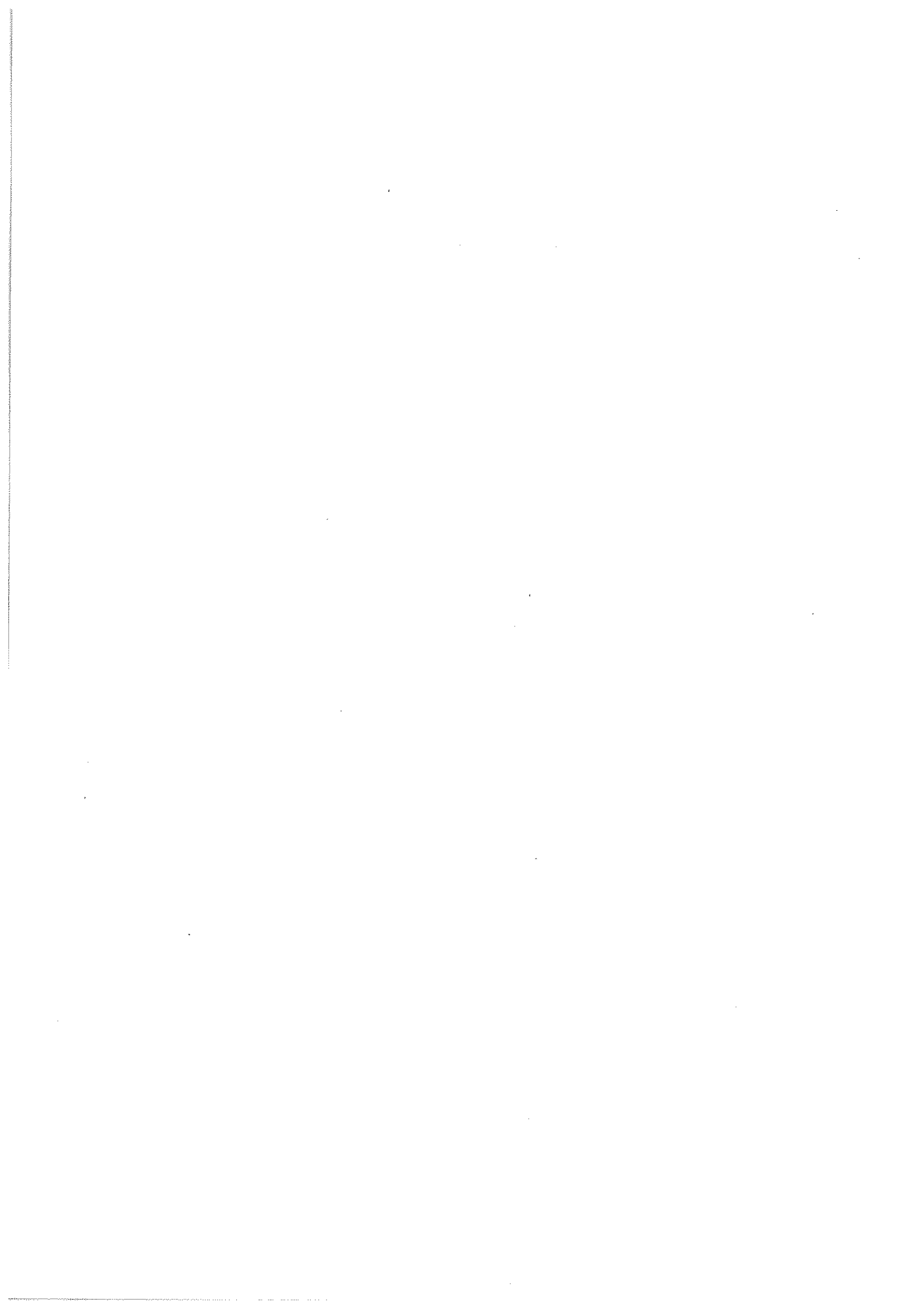


令和5年度

業 務 概 要



福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所



はじめに

本県の保健・医療・福祉・環境行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本県では、県民の皆様が安心して生活できるよう「感染症や災害に負けない強靱な社会づくり」に取り組み、「誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して生み育てることができる」地域社会づくりを進めるため、様々な施策の充実に努めております。

当所では、健康増進、感染症、食品衛生などの公衆衛生行政、生活保護・DV相談などの福祉行政、環境保全や廃棄物の適正処理などの環境行政についての多岐にわたる課題に取り組んでおります。

今後、ウィズコロナに向けた歩みを進めていくために、住民の皆様が安心・安全に暮らしていくことができる地域づくりを、市町や保健・医療・福祉・環境分野の関係機関と連携・協力しながら進めてまいります。

とりわけ今年度は、次の感染症危機に備えるため、平時から受診・入院調整等をスムーズに行うための関係機関との連携づくりや、感染症業務に迅速に対応できる人材育成等の推進体制づくりを進めていくこととしております。

本書では、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株により感染者数が爆発的に増加した令和4年度におきまして、当所が取り組みました業務の概要について報告しております。

関係各方面の皆様方の業務の参考となり、広く地域住民の皆様方の保健福祉環境行政への御理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和5年6月

福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所長 松崎 利雄



目 次

第1章 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の概況

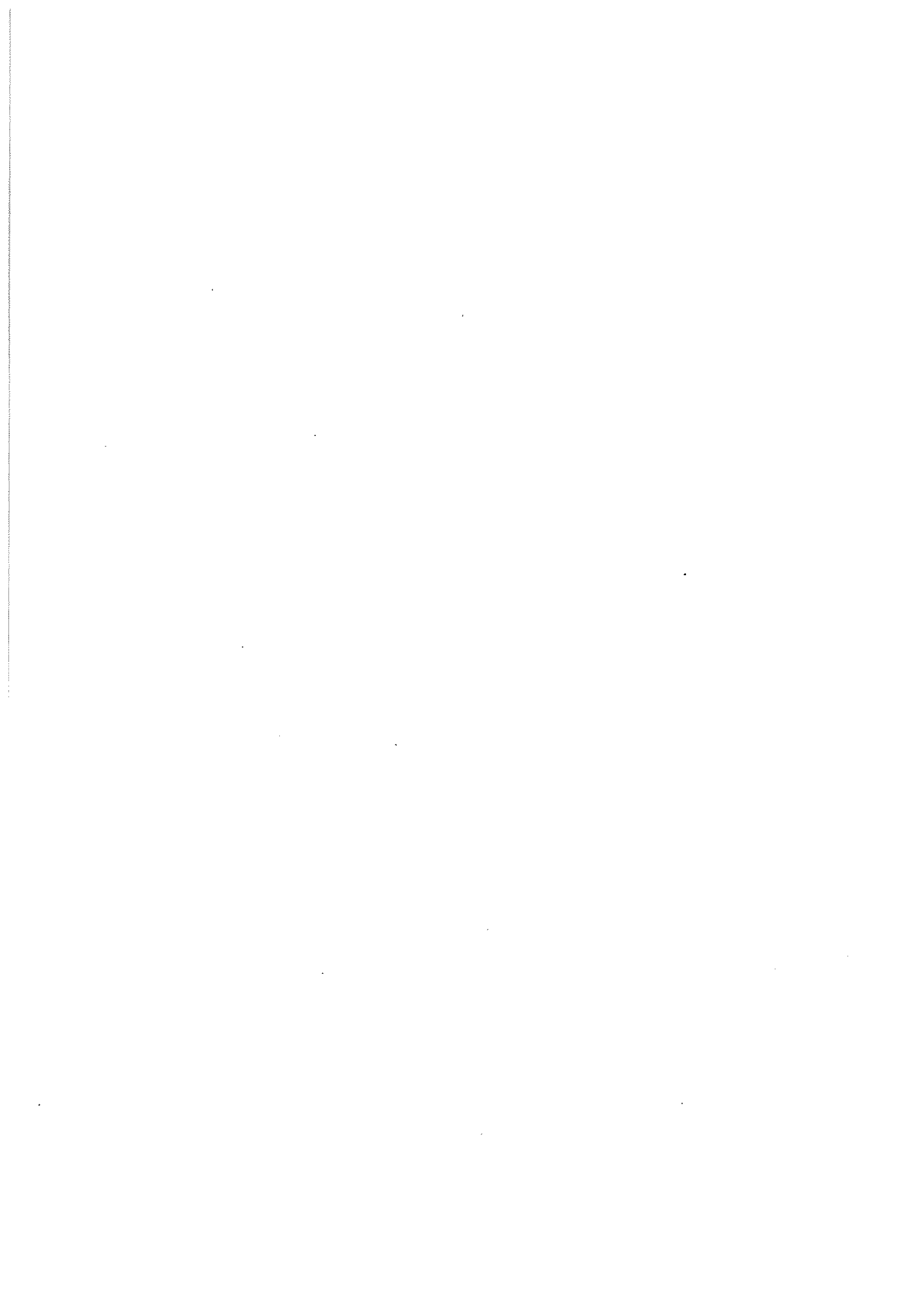
1 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の沿革	1
2 管内の概況	2
3 組織の概要	3
4 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所で受けられるサービスの概要	4
5 職員の配置状況	6
6 付属機関	7

第2章 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の主な協議会・会議

1 総務企画課	8
2 健康増進課	9
3 保健衛生課	11
4 地域環境課	13
5 環境指導課	14

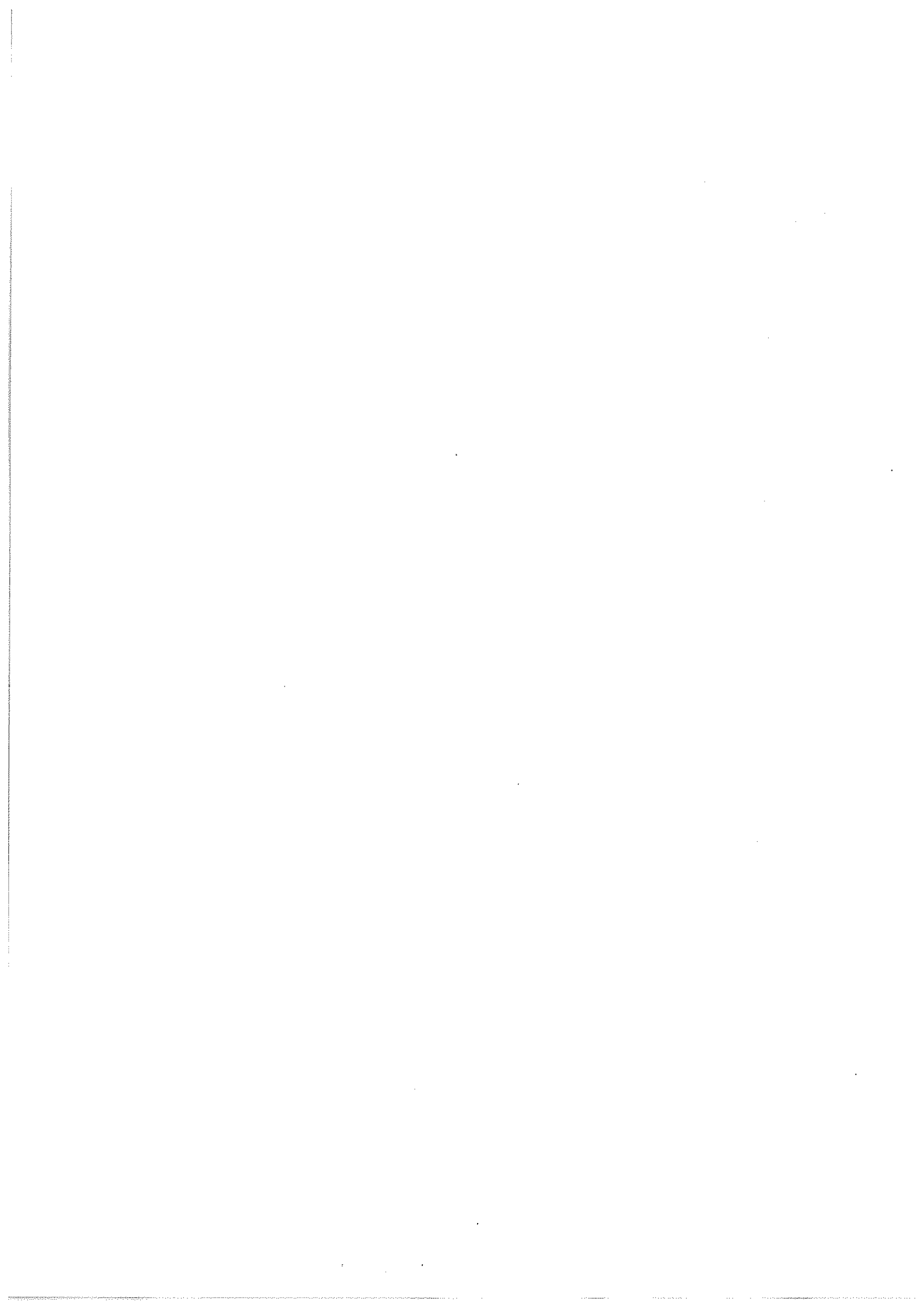
第3章 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所各課の業務

1 総務企画課	17
2 健康増進課	22
3 保健衛生課	30
4 地域環境課	41
5 環境指導課	44
6 社会福祉課	46
7 保護課	53
8 監査指導課	55



第1章

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の概況



1 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の沿革

【本庁舎】		【分庁舎】	
昭和 13 年 9 月	飯塚保健所を仮庁舎にて開設		
昭和 14 年 2 月	飯塚保健所の開設	昭和 16 年 7 月	福岡県直方保健所を仮庁舎にて開設
昭和 19 年 12 月	大隈保健所の開設	昭和 17 年 4 月	福岡県直方保健所を新設し移転
昭和 24 年 4 月	飯塚保健所分室（吉原町診療所）を開設・診療開始	昭和 19 年 10 月	管轄地域を分割し、宮田保健所を設置
昭和 26 年 10 月	飯塚保健所庁舎増築		
昭和 26 年 12 月	大隈保健所新築移転 山田分室設置	昭和 28 年 9 月	直方保健所本館瓦葺 2 階に増築
昭和 30 年 11 月	地方事務所廃止し、嘉穂福祉事務所を設置	昭和 30 年 4 月	町村合併により 1 市 2 町地方事務所を廃止し、鞍手福祉事務所を設置
昭和 35 年 5 月	山田分室を廃止		
昭和 39 年 6 月	総務課の一部と福祉第 2 課を持って嘉穂福祉事務所分室を設置	昭和 35 年 10 月	宮田保健所新築移転
昭和 47 年 3 月	飯塚保健所と嘉穂福祉事務所が飯塚総合庁舎に移転	昭和 53 年 4 月	直方保健所を直方市山部へ新庁舎設置移転
平成 9 年 4 月	飯塚保健所、大隈保健所の統合に伴い、嘉穂保健所に改称	平成 9 年 4 月	直方保健所、宮田保健所の統合に伴い、鞍手保健所に改称
平成 10 年 4 月	民生部と保健環境部が統合再編され、保健福祉部となる。		
平成 14 年 9 月	保健所と福祉事務所の統合により、嘉穂保健福祉環境事務所として飯塚総合庁舎に事務所を設置	平成 14 年 9 月	保健所と福祉事務所の統合により、鞍手保健福祉環境事務所として直方総合庁舎に事務所を設置
平成 20 年 4 月	本庁再編により、所の所管は保健医療介護部となる。 各事業の所管は、新社会推進部、保健医療介護部、福祉労働部、環境部となる。		
平成 21 年 10 月	嘉穂保健福祉環境事務所と鞍手保健福祉環境事務所の統合により、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所本庁舎を飯塚総合庁舎に、分庁舎を直方総合庁舎に設置		

2 管内の概況

(1) 地理的背景

福岡県のほぼ中央に位置し、4市3町で構成され、面積は620.84km²（福岡県全体の12.5%）、人口は272,137人（令和5年4月1日現在）となっており、北東は北九州市、西は糟屋郡などの都市圏に隣接しています。

（※環境部門は上記に加え、田川地域、監査部門は宗像・遠賀地域を所管します。）

管内は、東西及び南の三方がそれぞれ関の山山系、三郡山、古処山系、福智山系によって囲まれ盆地状を呈しており、南北に遠賀川が流れています。

気候は、夏冬及び昼夜の気温差が大きく、氷・雪・霜が県内の他地区に先駆けてやってくる。降水量がかなり多く、風は年間を通じて弱く、霧の発生は主として秋季に多いなど盆地性の特徴を示しています。

(2) 所在地

- ◎ 本庁舎：福岡県飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合庁舎本館、別館
- 分庁舎：福岡県直方市日吉町9番10号 直方総合庁舎

(3) 管轄区域



管轄区域（上図の■の地区）

- ・飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡（桂川町）
- ・直方市、宮若市、鞍手郡（小竹町、鞍手町）

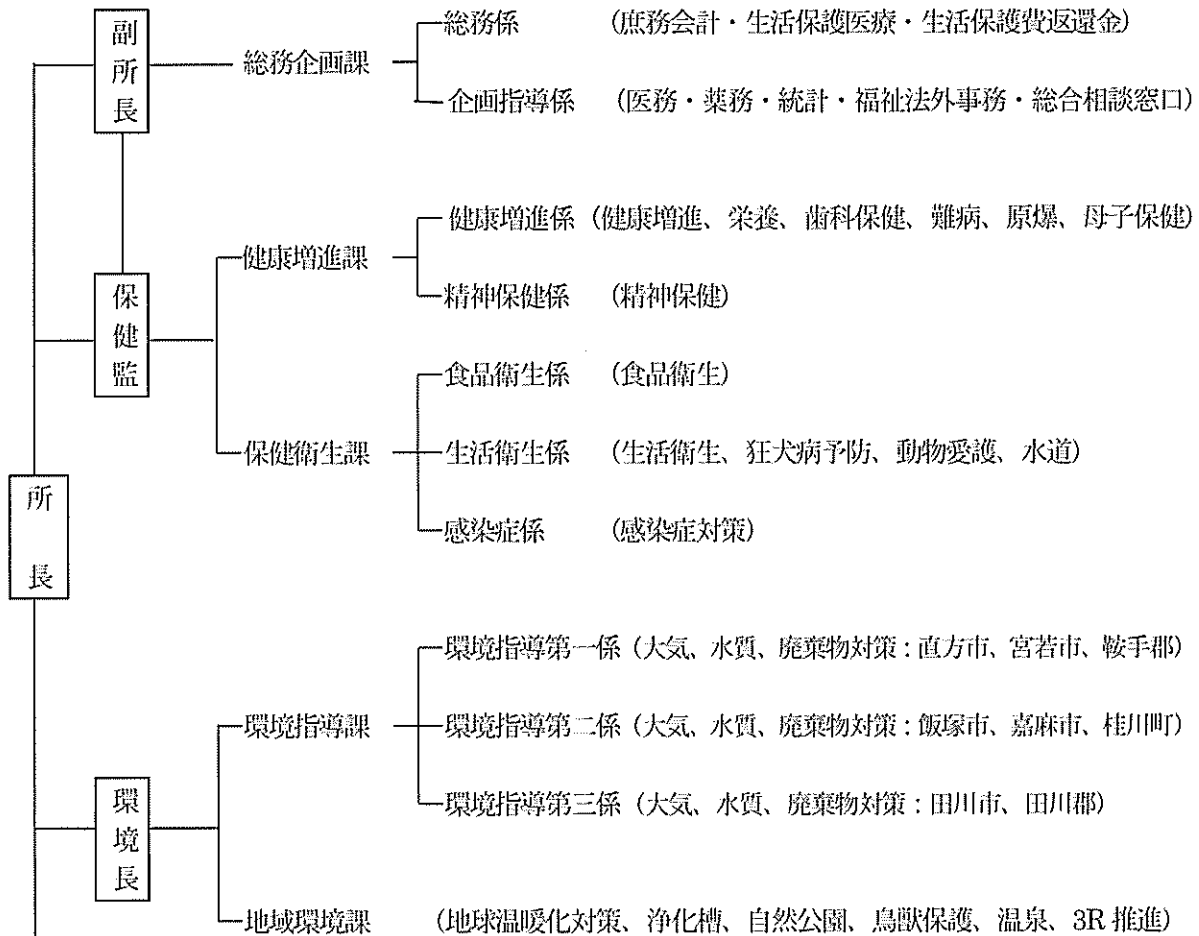
※環境部門は、田川市、田川郡（香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町）も所管します。（上図の■の地区）

※監査指導課は、宗像市、福津市、中間市、遠賀郡（芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）も所管します。（上図の■の地区）

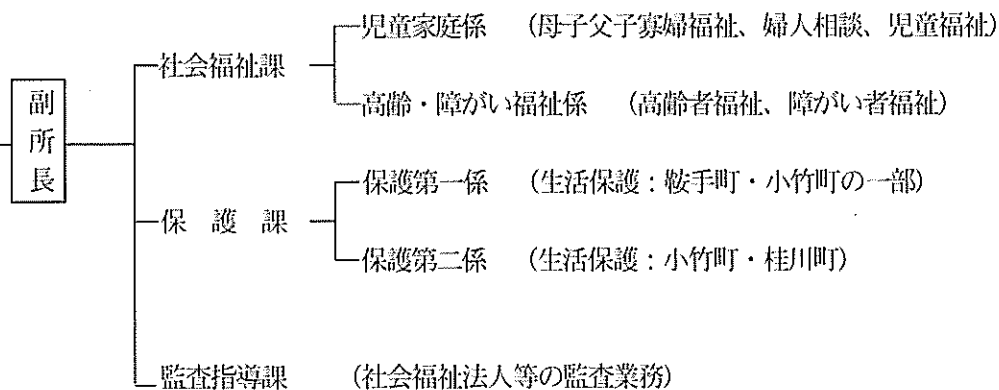
3 組織の概要

組織機構及び分掌事務

<本庁舎>



<分庁舎>



4 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所で受けられるサービスの概要

< 取り扱っている許可・届出・登録等は以下のとおりです。 >

許可・届出・登録等の名称	担当課・係
病院・診療所・助産所開設許可、診療所・助産所開設届、医療法人設立認可、衛生検査所登録、施術所開設届（あはき法、柔整法）、出張施術所業務開始届（あはき法）、歯科技工所開設届	企画指導係 0948-21-4914
薬局・医薬品販売業・高度管理医療機器販売業許可、毒物劇物販売業登録、麻薬関係届	0948-21-4876
食品営業許可、臨時営業許可、バザー届	食品衛生係 0948-21-4817
旅館業営業許可、公衆浴場業営業許可、興行場営業許可、理容所・美容所開設届出、クリーニング所営業届出、特定建築物届出、建築物清掃業者等登録、遊泳用プール設置届出、水道に関する届出、特定動物飼養保管許可、動物取扱業登録	生活衛生係 0948-21-4973
浄化槽設置届出、浄化槽保守点検業登録、温泉に関する許可、自然公園に関する許可・届出	地域環境課 0948-21-4975
産業廃棄物処理業許可、大気汚染防止法関係届出、水質汚濁防止法関係届出、ダイオキシン特措法関係届出、土壌汚染対策法関係届出、PRTR届出、自動車リサイクル法登録・許可	環境指導課 0948-21-4812

< 保健福祉環境事務所で取り扱う保健福祉関係の指定申請は以下のとおりです。 >

指定機関の申請・受け付け	担当係
生活保護法に関する指定医療機関、指定介護機関	分庁舎総務係 0949-22-5691
指定介護（予防）サービス事業者の指定 指定障がい福祉サービス事業者の指定	高齢・障がい福祉係 0949-23-3119
結核指定医療機関の指定	感染症係 0948-21-4972
被爆者一般疾病医療機関の指定申請	健康増進係 0948-21-4815

< 保健福祉環境事務所で取り扱う各種免許申請は以下のとおりです。 >

各種免許申請	担当課係
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、准看護師、栄養士、毒物劇物取扱責任者、登録販売者、麻薬取扱者	企画指導係 0948-21-4876
製菓衛生師、ふぐ処理師	食品衛生係 0948-21-4817
クリーニング師	生活衛生係 0948-21-4973
調理師、受胎調節実地指導員	健康増進係 0948-21-4815

<お問い合わせ先>

	課・係	電話番号	所在地
本庁舎	総務企画課	総務係	0948-21-4911
		企画指導係	0948-21-4876
	健康増進課	健康増進係	0948-21-4815
		精神保健係	0948-21-4875
	保健衛生課	食品衛生係	0948-21-4817
		生活衛生係	0948-21-4973
		感染症係	0948-21-4972
	地域環境課		0948-21-4975
	環境指導課	環境指導第一係	0948-21-4812
		環境指導第二係	0948-21-4813
環境指導第三係		0948-21-4814	
分庁舎	社会福祉課	児童家庭係	0949-22-5692
		高齢・障がい福祉係	0949-23-3119
	保護課	保護第一係	0949-22-5695
		保護第二係	0949-22-5696 0949-23-3120
	監査指導課		0949-22-5667
			〒820-0004 飯塚市新立岩8番1号 (飯塚総合庁舎 別館)
			〒822-0025 直方市日吉町9番10号 (直方総合庁舎)

<定期業務・一般健康相談等>

項目	問い合わせ先	本庁舎(飯塚市)		分庁舎(直方市)	
		日時	備考	日時	備考
乳幼児発達相談	健康増進係	年6回	予約制 0948-21-4815	本庁舎のみの対応です	
B型・C型肝炎 相談・検査		毎週火曜日 9:30~10:30	予約制 0948-21-4815	本庁舎のみの対応です	
特定感染症相談・検査 (エイズ・梅毒・性器クラミジア感染症等)	感染症係	毎週火曜日 9:30~10:30	予約制 0948-23-5911	第1月曜日 13:10~14:10	予約制 0948-23-5911
精神保健福祉相談 (こころ・アルコール・薬物・思春期・認知症)	精神保健係	第2月曜日、第3~5木曜日 午後	予約制 0948-21-4875	第1, 3, 5火曜日 第2 水曜日 午後	予約制 0948-21-4875
犬・猫の引き取り ※所有者の都合による引き取りは 行っていません	生活衛生係	毎週月・木曜日 9:00~16:00	要事前相談	御相談ください	電話 0948-21-4973
母子父子寡婦福祉 婦人相談, 児童福祉	児童家庭課	予約制 0949-22-5692		月曜~金曜日 8:30~17:15	電話 0949-22-5692
女性健康相談 (不妊・更年期障害等)	健康増進係	電話相談: 毎週月~金曜日(9:00~17:00) 専門助産師による相談(予約制): 毎月第1水曜日 (13:30~16:30) 0948-29-0277		*本庁舎のみの対応です。	
骨髄バンク登録		毎週火曜日 10:30~11:30	予約制 0948-21-4815		
性感染症電話相談 (ホットライン)	感染症係	月曜~金曜日 8:30~17:00	専用電話 0948-23-5911		
難病電話相談 (ホットライン)	健康増進係	月曜~金曜日 8:30~17:00	専用電話 0948-23-5820		

5 職員の配置状況

(令和5年6月1日現在)

職種別	合計	内 訳							
		総務 企画課	健康 増進課	保健 衛生課	地域 環境課	環境 指導課	社会 福祉課	保護課	監査 指導課
事務	60	14	4	2	3	1	10	18	8
《うち歯科衛生士》	《1》						《1》		
技 術	医師	2	1	1					
	薬剤師	11	3	3	2	3			
	獣医師	7		6		1			
	診療放射線技師	1		1					
	臨床検査技師	3	1	1		1			
	管理栄養士	3		3					
	化学	8			1	7			
	保健師	19	2	13	4				
	助産師	1		1					
	小計	55	7	17	16	3	12		
労 務	用務員	0							
	自動車運転士	1	1						
	動物愛護管理技術員	5		5					
	小計	6	1	5					
合計	121	22 [*]	21	23	6	13	10	18	8
(その他の職員) 精神保健嘱託医 廃棄物不法投棄対策専門員 生活保護嘱託医 生活指導等支援員 在宅医療・介護連携支援員 新型コロナウイルス感染症対策支援	25	1	8 1	10		4		1	

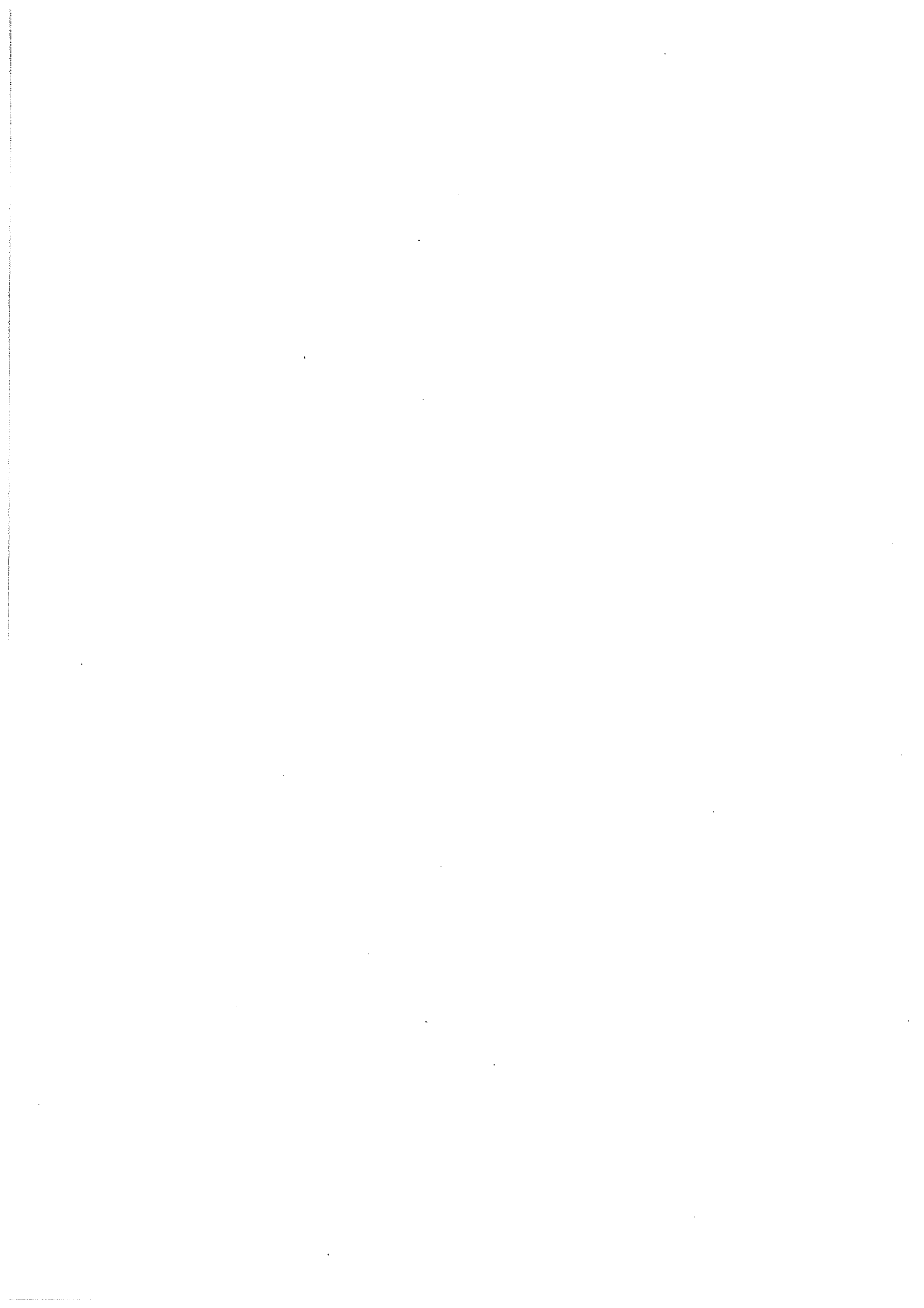
※ 所長、副所長（2名）、保健監、環境長を含む。◆ 本庁舎：82名 分庁舎：39名 計121名

6 付属機関

令和4年度開催状況

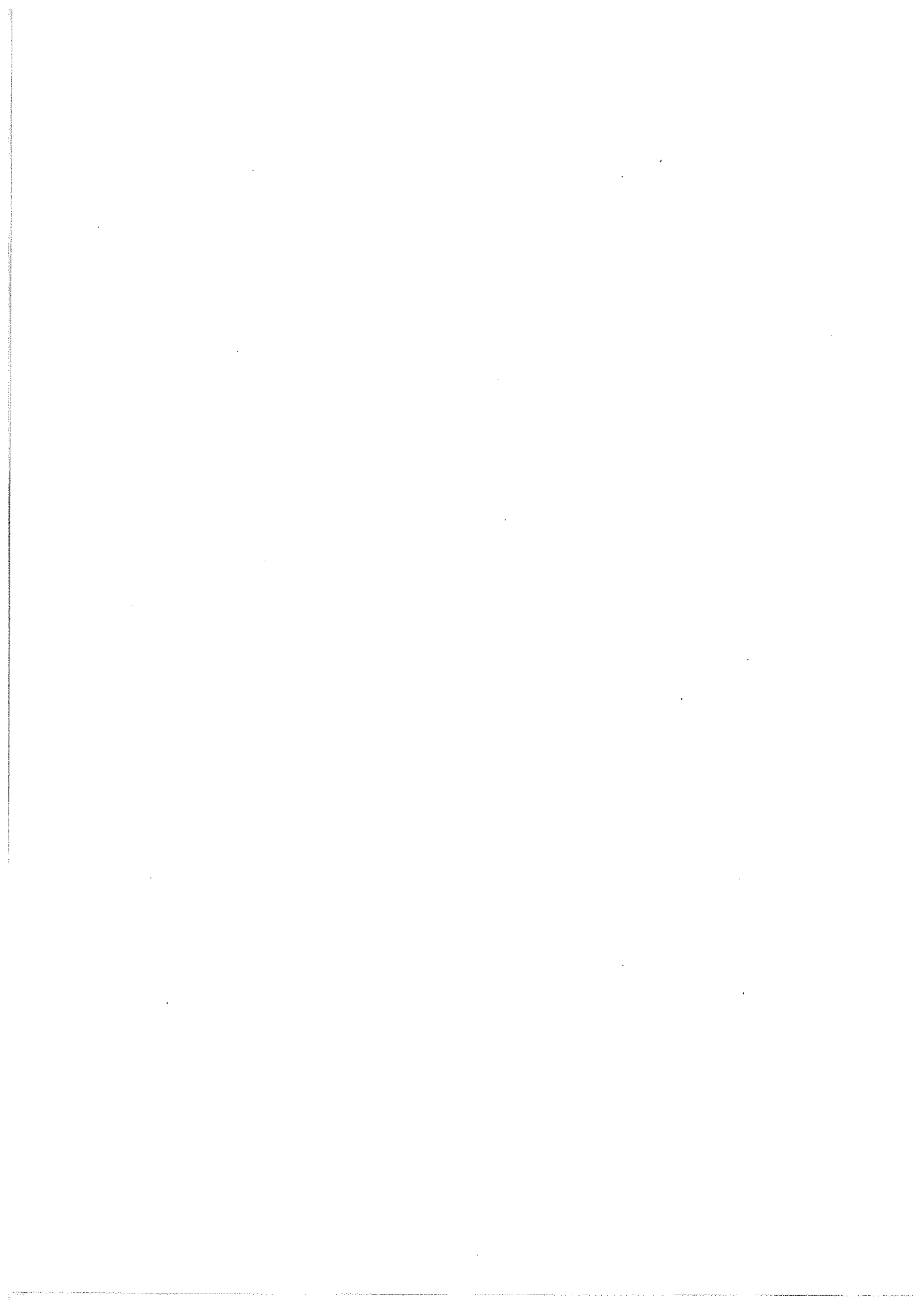
<p>嘉穂・鞍手保健所運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保健所における保健行政の課題と取組み ②各部会報告 ③その他の協議 	<p>11月2日(水) 14:00～15:00 飯塚総合庁舎 大会議室</p>
<p>保健医療計画部会(2地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①飯塚・鞍手地区保健医療圏の保健医療計画(案)の作成に関する事 ②保健医療計画の推進に関する事 ③へき地医療に関する事 ④他の部会との連絡・調整に関する事 	<p>計画見直しの年に開催 R4開催なし</p>
<p>救急医療部会(2地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①救急医療機関の適正配置に関する事 ②救急医療体制の整備充実に関する事 ③休日急患診療の確保に関する事 ④健康危機管理に関する事 ⑤その他救急医療確保に関する事 	<p>(飯塚地区) 書面開催(※) (直鞍地区) 書面開催(※)</p>
<p>保健事業部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康増進事業に関する事 ②母子保健事業に関する事 ③在宅医療及び難病事業に関する事 ④関係機関の連絡調整等に関する事 ⑤その他、保健事業に関する事 	<p>書面開催(※)</p>
<p>精神保健福祉部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域精神保健福祉に関する総合企画及び実務方針の策定に関する事 ②関係機関、団体等の連絡調整に関する事 ③その他事業の推進に関する事 	<p>8月2日(火) 15:00～16:00 飯塚総合庁舎 大会議室</p>

(※) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため



第2章

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所における
主要な協議会・会議



< 総務企画課 >

名 称	地域医療構想調整会議
<p>構成員</p>	<p><委員> 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院協会、私設病院協会、自治体病院協議会、精神科病院協会、有床診療所協議会、医療法人協会、保険者協議会、市町、保健福祉環境事務所</p> <p><オブザーバー> 産業医科大学公衆衛生学教室、県保健医療介護部医療指導課</p>
<p>目的・内容</p>	<p><目的> 将来の必要病床数を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行う。（医療法第30条の14）</p> <p><内容> (1) 地域医療構想の推進に向けた今後の取組について (2) 2025年に向けた具体的対応方針の協議について (3) 公立・公的医療機関の具体的対応方針の再検証等について (4) 福岡県外来医療計画について</p> <p>※地域医療構想は、病床の機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）ごとに将来の医療需要と病床の必要量を推計し、2025年のあるべき医療提供体制の姿を明らかにするとともに、その実現に必要な施策を示すもの。</p>
<p>開催状況</p>	<p><令和4年度> 飯塚区域 4回開催（うちウェブ開催3回） 直方鞍手区域 2回開催（うちウェブ開催1回）</p>

< 健康増進課 >

<p>名 称</p>	<p>嘉穂・鞍手難病対策地域協議会</p>
<p>構成員</p>	<p><委員> 医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション（嘉飯、直鞍）、医療機関医療福祉相談室、介護支援専門員協議会、管内市町（高齢担当課及び障がい担当課）、福岡県難病相談・支援センター、福岡県重症神経難病ネットワーク、保健福祉環境事務所</p>
<p>目的・内容</p>	<p><目的> 嘉穂・鞍手地域において、関係機関等が相互に難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備を促進することにより、療養生活の質を向上させるために、「難病の患者に対する医療等に関する法律」第 32 条に基づき、嘉穂・鞍手難病対策地域協議会を平成 29 年 12 月 8 日に設置。</p> <p><内容> (1) 難病患者の在宅療養支援体制及び連携体制に関すること (2) 地域における保健・医療・福祉の連携に関すること (3) 療養生活の質の向上を目指した福祉施策の推進に関すること (4) その他、目的を達成するために必要な難病施策に関すること</p>
<p>開催状況</p>	<p>年 1 回開催</p>

< 健康増進課 >

<p>名 称</p>	<p>嘉穂・鞍手地域在宅医療推進協議会</p>
<p>構成員</p>	<p><委員> 医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション（嘉飯、直鞍）、医療機関医療福祉相談室、介護支援専門員協議会、管内市町（高齢担当課及び障がい担当課）、福岡県難病相談・支援センター、福岡県重症神経難病ネットワーク、保健福祉環境事務所</p>
<p>目的・内容</p>	<p><目的> 医療・福祉・行政等の関係機関が連携して、在宅医療を希望する患者や家族等に対する地域在宅医療体制の推進に関する事項について協議する。</p> <p><内容> 在宅を希望する患者や家族等に必要な地域ケアシステムの推進等に関し、以下の事項について検討する。 (1) 地域在宅医療ネットワークの構築等に関する事 (2) 24時間対応可能な療養体制の推進に関する事 (3) 患者、家族への相談支援体制に関する事 (4) 在宅医療への移行促進に係る従事者研修に関する事 (5) 医療・介護の連携に関する事 (6) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項</p>
<p>開催状況</p>	<p>年1回開催</p>

< 保健衛生課 >

名 称	動物愛護推進協議会嘉穂・鞍手支部
構成員	<p>福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、福岡県北九州教育事務所、福岡県筑豊教育事務所、直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、（公社）福岡県獣医師会筑豊支部「嘉飯分会」及び「直鞍分会」、その他動物愛護に造詣があり、支部が適当と認める団体等</p>
目的・業務	<p><目的> 福岡県動物愛護推進員の委嘱及び動物愛護推進協議会の設置に関する要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項に規定する動物愛護推進員の円滑な活動を支援し、効率的に動物の愛護と適正な飼育の普及啓発を図るため、要綱第10条の規定に基づく福岡県動物愛護推進協議会嘉穂・鞍手支部を設置する。</p> <p><内容> 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養についての施策が効率的に実施できるよう、次の事業に推進員と共に協力支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）福岡県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和59年福岡県条例第39号）第3条第1項の規定に基づく県事業 （2）推進員及び構成団体が実施する動物の愛護及び適正な飼養の普及啓発事業 （3）年間事業（活動）計画の策定
開催状況	<p><令和4年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護推進員会議（令和5年3月1日） ・保健所窓口における動物愛護啓発資料の配架

< 保健衛生課 >

<p>名 称</p>	<p>福岡県嘉穂・鞍手保健所結核の審査に関する専門部会 (福岡県田川保健所感染症の審査に関する協議会内に設置)</p>
<p>構成員</p>	<p><委員> 感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者(感染症指定医療機関の医師を除く)、法律に関し学識経験を有する者並びに医療及び法律以外の学識経験を有する者(過半数は医師)</p> <p>(1) 飯塚医師会 (2) 直方鞍手医師会 (3) 済生会飯塚嘉穂病院 (4) 飯塚人権擁護委員協議会 (5) 福岡県司法書士会筑豊支部</p>
<p>目的・内容</p>	<p><目的> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条の規定に基づき、結核に関する福岡県知事の諮問に応じること。</p> <p><内容> 結核患者に対する就業制限、入院勧告及び入院期間の延長、並びに結核患者の医療費公費負担の申請に関する事項の審議を行うとともに、就業制限の通知内容の報告、入院勧告又は入院の措置の報告について意見を述べる。</p>
<p>開催状況</p>	<p>毎月 2 回開催</p>

< 地域環境課 >

<p>名 称</p>	<p>筑豊地区地域環境協議会</p>
<p>構成員</p>	<p><委員> 管内市町村及び教育委員会、県土整備事務所、農林事務所、教育事務所、県立英彦山青年の家、地球温暖化防止活動推進員、保健福祉環境事務所</p>
<p>目的・内容</p>	<p><目的> 筑豊地区における環境に関する課題に効果的に対処するため、行政、事業者、住民等が協働して地域の環境保全活動や環境教育の推進を図るとともに、地域の環境活動を担う人材を育成すること。</p> <p><内容> （１）地球温暖化防止に関すること （２）3R の推進に関すること （３）自然共生社会づくりに関すること （４）地域の環境保全活動や環境教育の推進及び地域の環境活動を担う人材の育成に関すること （５）その他、協議会の目的を達成するために必要な事項</p>
<p>開催状況</p>	<p>年 1～2 回開催</p>

< 環境指導課 >

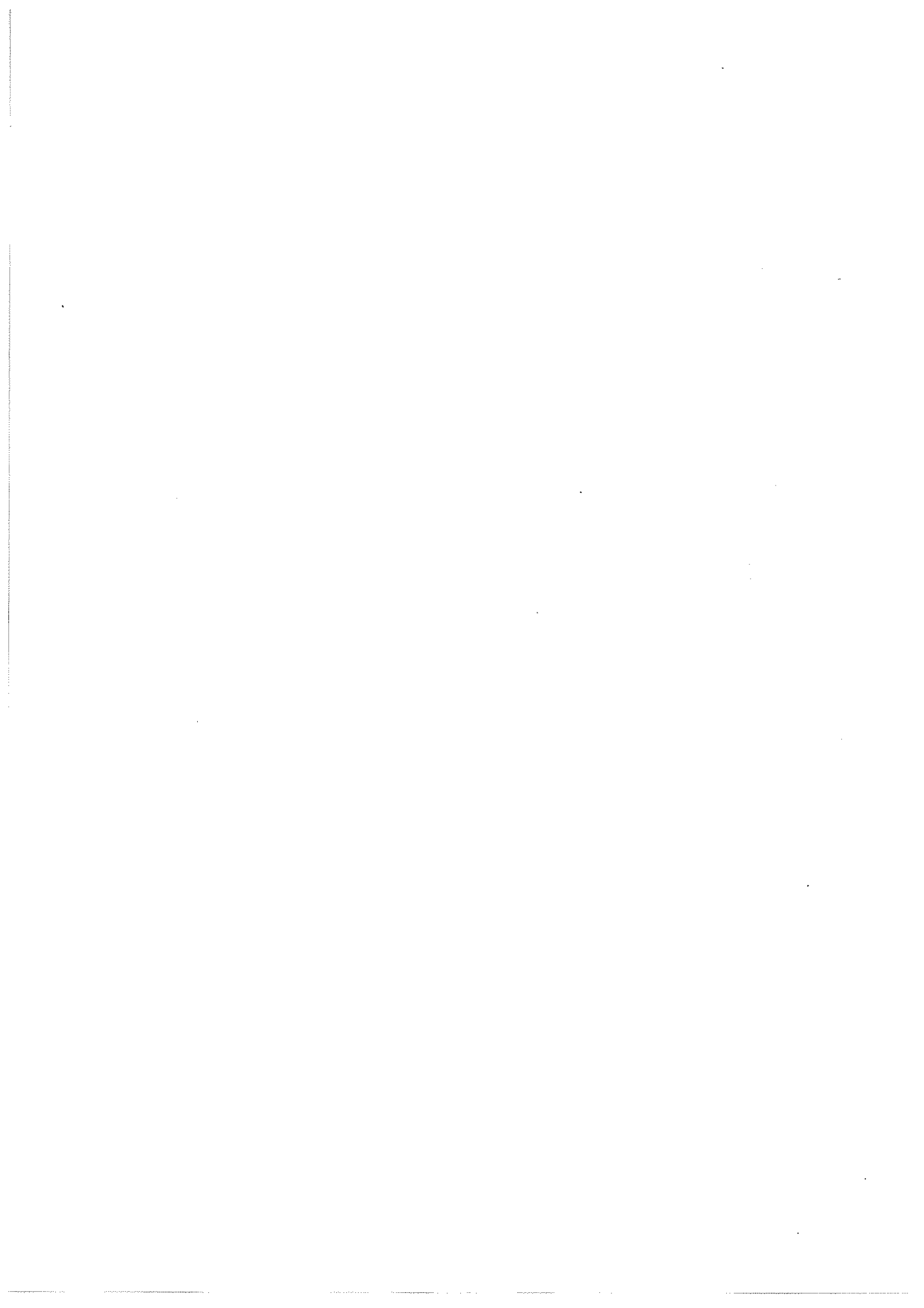
名 称	嘉穂地区廃棄物不法処理防止連絡協議会
構成員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国土交通省遠賀川河川事務所飯塚出張所長 (2) 国土交通省北九州国道事務所筑豊維持出張所長 (3) 林野庁福岡森林管理署総括森林整備官 (4) 福岡県飯塚警察署生活安全課長 (5) 福岡県嘉麻警察署生活安全課長 (6) 福岡県飯塚農林事務所農山村振興課長 (7) 福岡県飯塚県土整備事務所用地課長 (8) 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所環境指導課長 (9) 飯塚市市民環境部環境対策課長 (10) 嘉麻市環境課長 (11) 桂川町保険環境課長 (12) 必要に応じ協議の上、他機関職員の臨時的参加を要請することができる。
目的・内容	<p><目的> 嘉穂地区における廃棄物の不法処理の防止とこれらの事業に対する迅速かつ適切な対応を行い、もって公害の防止と環境保全に資すること。</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物の不法投棄などの不適正処理に関する協議及び情報交換 (2) 産業廃棄物処理業者に関する協議及び情報交換 (3) 廃棄物の不法投棄の監視及び環境保全活動 (4) その他廃棄物に関する重要事項に係る協議及び情報交換
開催状況	<p>年1回開催（臨時で開催することもある。）</p>

< 環境指導課 >

名 称	直鞍地区廃棄物不法処理防止連絡協議会
構成員	<p>(1) 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所環境指導課長</p> <p>(2) 福岡県飯塚農林事務所農山村振興課長</p> <p>(3) 福岡県直方県土整備事務所用地課長</p> <p>(4) 福岡県直方県土整備事務所道路維持課長</p> <p>(5) 福岡県直方警察署生活安全課長</p> <p>(6) 直方市環境整備課長</p> <p>(7) 宮若市環境保全課長</p> <p>(8) 小竹町農政環境課長</p> <p>(9) 鞍手町農政環境課長</p> <p>(10) 福岡森林管理署総括森林整備官</p> <p>(11) 国土交通省遠賀川河川事務所直方出張所長</p> <p>(12) 国土交通省遠賀川河川事務所宮田出張所長</p> <p>(13) 宮若市外二町じん芥処理施設組合事務局長</p> <p>(14) 必要に応じ協議の上、他機関職員の臨時的参加を要請することができる。</p>
目的・内容	<p><目的></p> <p>直鞍地区における廃棄物の不法処理の防止とこれらの事案に対する迅速かつ適正な対応を行い、もって公害の防止と環境保全に資すること</p> <p><内容></p> <p>(1) 廃棄物の不法投棄等の不適正処理に関する協議及び情報交換</p> <p>(2) 産業廃棄物処理業者に関する協議及び情報交換</p> <p>(3) 廃棄物の不法投棄の監視及び環境保全活動</p> <p>(4) その他廃棄物に関する重要事項に係る協議及び情報交換</p>
開催状況	<p>年1回開催（臨時で開催することもある。）</p>

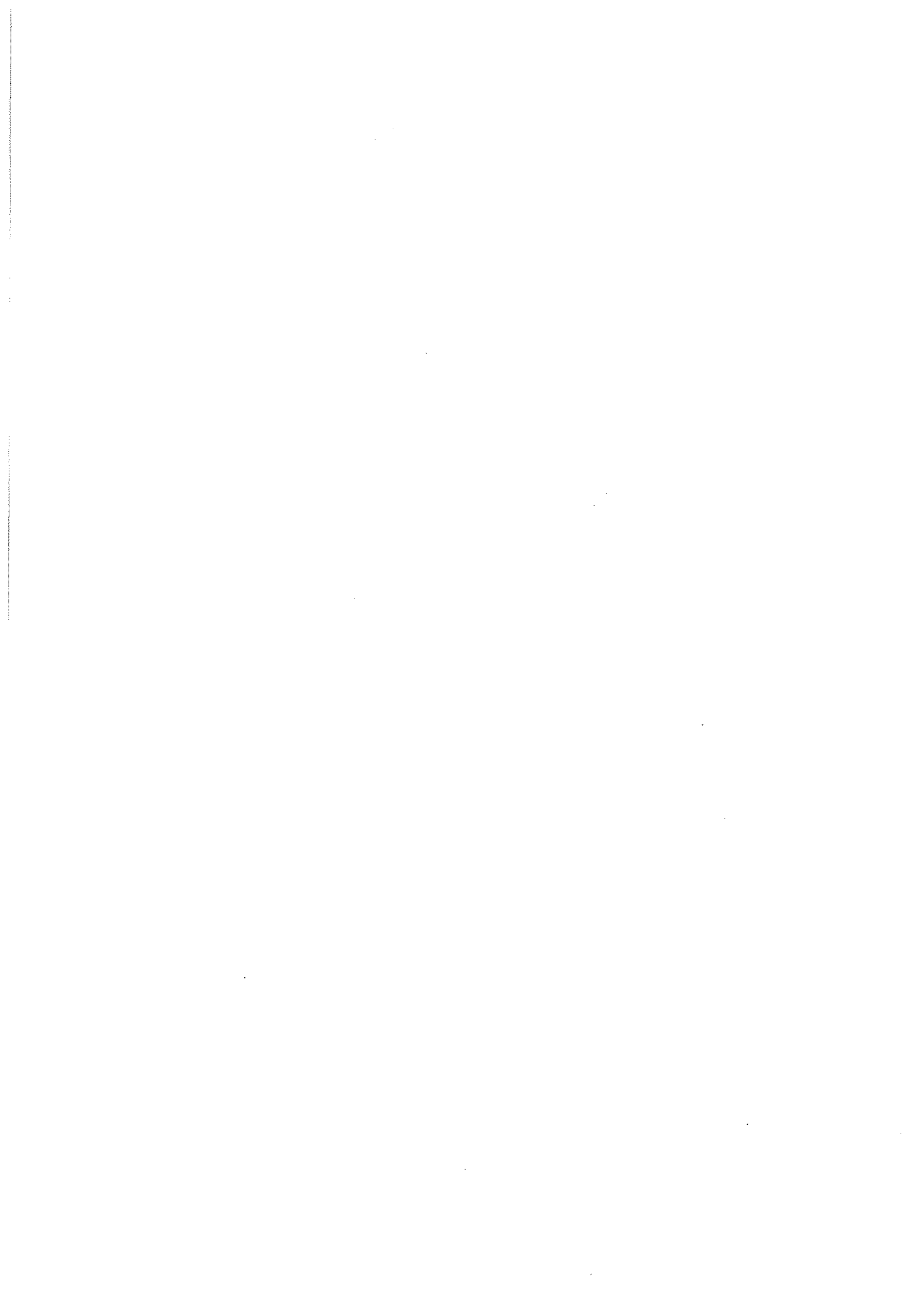
< 環境指導課 >

名 称	田川地区廃棄物不法処理防止連絡協議会
構成員	(1) 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所環境指導課長 (2) 福岡県飯塚農林事務所農山村振興課長 (3) 福岡県田川県土整備事務所用地課長 (4) 福岡県田川警察署生活安全課長 (5) 田川市市民生活部環境対策課長 (6) 香春町税務住民課長 (7) 添田町保健福祉環境課長 (8) 糸田町税務町民課長 (9) 川崎町住宅環境課長 (10) 大任町住民課長 (11) 赤村住民課長 (12) 福智町住民課長 (13) 国土交通省遠賀川河川事務所田川出張所長 (14) 福岡森林管理署総括森林整備官 (15) その他必要に応じ協議の上、他関係機関職員の臨時的参加を要請することができる。
目的・内容	<目的> 田川地区における廃棄物の不法処理の防止とこれらの事案に対する迅速かつ適正な対応を行い、もって公害の防止と環境保全に資する。 <内容> (1) 廃棄物の不法投棄などの不適正処理に関する協議及び情報交換 (2) 廃棄物処理業に関する協議及び情報交換 (3) 廃棄物の不法投棄の監視及び環境保全活動 (4) その他廃棄物の処理に係る重要事項に関する協議及び情報交換
開催状況	年1回開催（臨時で開催することもある。）



第3章

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所各課の業務



総務企画課

◇総務係

庶務会計事務、並びに生活保護に係る金品（生活費、住宅費、教育費等）の給付及び医療扶助・介護扶助、生活保護費返還金事務を行っています。

◇企画指導係

次の業務を行っています。

ア 医務に関する業務

病院・診療所等の開設や、変更・休廃止等の申請・届出の受理及び許可、並びに医療従事者等の免許関係事務を行っています。

また、医療法その他の法令に基づき、病院等への立入調査を実施し、適正な医療が提供されるよう指導に当たっています。

【立入調査実施状況】

(令和4年度)

区分	病院	診療所 (有床)	診療所 (無床)	歯科診療所	助産所
件数	32	6	51	38	0

【医療関係施設数】

(令和5年3月末現在)

種別 市町別	病院	診療所	歯科 診療所	助産所	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう		柔道整復師 施術所	歯科 技工所
					施術所	出張のみ		
飯塚市	12	133	72	5	70	19	58	40
嘉麻市	7	26	19	1	15	4	13	10
桂川町	1	8	5	0	4	2	7	6
直方市	6	67	40	1	47	16	26	9
宮若市	4	20	16	2	17	7	9	4
鞍手町	1	8	7	0	11	2	6	3
小竹町	1	6	5	0	4	1	2	1
計	32	268	164	9	168	51	121	73

イ 地域医療・救急医療に関する業務

保健医療計画の策定や、救急医療体制の整備を行っています。

【保健医療計画】

平成29年度に県の計画の見直しが行われ、平成30年度から6年間の計画が始まりました。

計画の趣旨に沿った医療体制の整備を図っていきます。

【救急医療体制の整備】

休日・夜間をはじめ、救急医療協力体制の整備・充実、救急医療及び救急蘇生法の普及啓発等、救急医療確保のために必要な事項を保健所運営協議会の救急医療部会において協議しています。

【救急医療啓発事業】

「救急の日（9月9日）」及び「救急医療週間」にあわせ、街頭キャンペーンやAED使用法の演習等を実施します。

【地域医療構想調整会議】

いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる2025年には、医療・介護サービスの提供体制が不十分になると見込まれています。本県では医療法の改正を受け、急性期から回復期、慢性期や在宅医療まで、一人ひとりの患者の状態に応じた適切な医療を県内の各地域において効果的に、切れ目なく提供する体制を整備するため、平成28年度に「地域医療構想」を策定しました。

当所においても平成27年度から、2構想区域（飯塚区域、直方鞍手区域）で地域医療構想調整会議を開催し、現状の共有と課題の抽出、地域医療構想の達成に向けた施策の検討をしています。

ウ 薬務に関する業務

薬局・医薬品販売業等の開設や、変更・休・廃止等の申請・届出の受理及び許可、並びに毒物劇物販売業の登録申請、変更等の届出の処理を行っています。

また、医薬品、毒劇物等の品質確保及び適正使用の推進を図るため、立入調査・監視指導を行っています。

薬物乱用防止普及啓発活動として、関係機関や団体と連携して、毎年、商業施設や健康展等において、薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」キャンペーンを実施しています。

【薬務関係施設数及び監視件数】

（令和5年3月末現在）

	薬局	医薬品 販売業	毒物劇物 販売業	薬局医薬 品製造業	高度管理 医療機器 販売業	計
直方市	44	21	25	1	35	126
飯塚市	79	52	46	2	86	265
宮若市	12	9	10	1	13	45
嘉麻市	15	11	4	0	9	39
小竹町	4	1	0	0	2	7
鞍手町	5	3	6	0	4	18
桂川町	3	1	3	0	1	8
計	162	98	94	4	150	508
監視件数	46	31	21	5	55	158

【薬物乱用防止啓発事業】

○ 「ダメ。ゼッタイ。」街頭キャンペーン

国連による「6.26 国際麻薬乱用撲滅デー」に合わせ、県民一人ひとりの薬物乱用問題に対する意識を高めるため、市町村や薬剤師会、ボランティア団体等の協力を得て街頭キャンペーンを行っています。

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

エ 統計に関する業務

統計法に基づく人口動態統計調査、厚生行政基礎調査、その他衛生行政・公衆衛生の基礎となる各種衛生統計調査を行っています。

【管内人口】

(令和5年4月1日現在:日本人住民)

	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)
直方市	61.76	23,929	55,331
飯塚市	213.96	56,490	123,918
宮若市	139.99	10,473	25,326
嘉麻市	135.11	14,678	33,722
小竹町	14.28	3,170	6,797
鞍手町	35.60	6,231	14,566
桂川町	20.14	5,129	12,477
計	620.84	120,100	272,137

※福岡県の人口と世帯(推計)より

【主な厚生統計調査】

調査名	調査時期	
	毎月	25日(県) 翌月5日(国)
人口動態調査	毎月	25日(県) 翌月5日(国)
医療施設動態調査	毎月	10日(県) 20日(国)
病院報告	毎月	10日(県) 20日(国)
衛生行政報告例	毎年	5月
	隔年	2月
地域保健・健康増進事業報告	毎年	5月末(県) 6月末(国)
国民生活基礎調査	毎年	6月、7月
医師・歯科医師・薬剤師調査	2年に1回	12月31日(基準日)
医療施設静態調査	3年に1回	10月1日
患者調査	3年に1回	10月下旬
受療行動調査	3年に1回	10月下旬
社会保障制度企画調査	3年に2回	7月
所得再分配調査	3年に1回	7月
社会保障・人口問題基本調査	毎年	7月

オ 所内外の調整に関する業務

【保健所運営協議会】

福岡県保健所運営協議会条例第1条に基づき、福岡県嘉穂・鞍手保健所運営協議会を設置しています。

本協議会は、所管区域内の地域保健および保健所の運営に関する事項を審議し、各関係機関と協議しつつ総合的かつ効果的な政策の展開を行い、地域保健の推進を図ることを目的としています。

【健康危機管理体制の整備】

平常時には監視業務等を通じて健康危機の発生を未然に防止するとともに、管轄区域全体で健康危機管理を総合的に行う連携体制を構築するため、健康危機管理指針や連絡マニュアルを作成しています。

【地域保健関係者の研修、学生等の実習】

○ 医療安全対策研修会

診療所及び助産所の管理者及び従業者を対象に、医療に係る安全対策に関する研修会を開催しています。

<令和4年度実績>

「COVID-19の現状と課題」（医科診療所、助産所対象）

「安全安心な歯科治療を実現するために必要な歯科医療リスクマネジメント」（歯科診療所対象）を開催

○ 学生等の実習受け入れ

保健・医療・福祉サービスを担う人材の養成機関として、学生等の実習受け入れを行っています。

<令和4年度実習受け入れ実績>

職 種	学校名	人数
保健師	福岡大学	3
	産業医科大学	4
	福岡県立大学	3
	日本赤十字九州国際看護大学	5
管理栄養士	九州栄養福祉大学	5
	中村学園大学	6
医師	九州大学	3
訪問看護師	福岡県看護協会	3
社会福祉主事	麻生医療福祉専門学校 福岡校	5
合 計		37

カ 県民相談（総合相談）

県政に対する意見や要望、県民生活に関する相談等を受け付け、専門的な相談については専門機関や法律相談への紹介を行っています。（総合相談窓口）

キ 人権・同和対策事業

○ 鞍手地区行政人権・同和対策推進協議会

行政機関が相互に連携を保ち、人権・同和問題の完全解決を図ることを目的として、毎年鞍手地区において開催しています。

○ 啓発研修

職員や医療関係者に対して、人権・同和に関する啓発研修を行っています。

<令和4年度実績>

実 施：①令和4年7月（計11回開催）

②令和5年1月、2月（計2回。会場及びweb配信）

参加者等：①職員：121人

②医療関係者：41施設（オンライン参加者除く）

ク その他の業務

民生委員・児童委員、日本赤十字社、戦没者遺族・戦傷病者に対する援護等に関する業務を行っています。

健康増進課

◇健康増進係

次の業務を行っています。

ア 健康増進業務

(1) 県民健康づくり推進事業

県民の自主的な健康づくりを推進するため、地域のイベント等の機会を活用した特定健診・がん検診等に関する啓発や、経営者に対する啓発を行っています。また、生活習慣病の発症を予防するため、働く世代の健康づくり支援を地域と職域が一体となって推進しています。

(2) 生活習慣病対策事業

糖尿病性腎症をはじめとする生活習慣病重症化を予防するため、医師会や市町及び関係団体と医療連携や推進体制の構築に向けて協議を行っています。

(3) 市町が実施する健診・健康増進事業等に関する支援

市町が実施する国保特定健診・特定保健指導および健康増進法に基づく健康増進事業等について、受診率向上や効果的な実施ができるよう情報収集・情報共有を行い支援しています。

(4) たばこ対策事業

たばこが健康に及ぼす影響を軽減し健康増進を図ることを目的に、出前講座や講習会等の機会を利用して禁煙や受動喫煙対策の啓発を行っています。

イ 栄養改善に関する業務

健康増進法に基づき、住民の健康保持増進を図るため、健康・栄養調査等の実施、専門的な栄養指導や特定給食施設に対する調査や指導を行っています。また、県民の自主的な健康づくりを支援するための食環境整備に取り組むとともに、食品表示法の保健事項に関する相談・指導を実施しています。その他、食生活改善推進会等ボランティア組織の育成や栄養士研修会、調理師研修会等を開催しています。

【特定給食施設】

(令和4年度末)

学校	病院	介護医療院	施設数					個別指導件数		集団指導件数		給食施設実態調査件数
			介護老人保健施設	老人福祉施設	社会福祉施設	児童福祉施設	その他	巡回指導	書面指導	栄養士研修会	調理師研修会	
61	31	4	16	51	24	72	2	16	72	0	0	261

【食環境整備】

(令和4年度)

	外食メニュー	食品表示法	健康増進法第7章
個別相談(件数)	4	28	3
集団指導(件数)	0	0	0

【地区組織】(令和4年度)

嘉穂・鞍手地区食生活改善推進協議会の育成	
協議会会員数	指導件数
436	174

ウ 原爆被爆者援護業務

原爆被爆者の申請受付(健康手帳・原爆症認定・各種手当・福祉事業の助成等)や年2回の健康診断を医療機関に委託して実施しています。

【原爆被爆者健康手帳所持者数等】 (令和4年度末)

項目	健康手帳 所持者	医療特別 手当	健康管理 手当	家族介護 手当
件数	126	1	103	0

【定期健康診断受診状況】 (令和4年度)

項目	一般	がん	精密検査
前期(9~10月)	31	14	0
後期(11~12月)	28	9	0

エ 指定難病対策業務

平成27年1月に施行された難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費の一部公費負担によって患者及び対象家族の負担軽減を図っています。令和3年11月には対象疾病が拡大し338疾病になりました。また、地域での療養生活を支援するために、在宅療養支援計画評価事業、難病相談事業、患者・家族交流会、家庭訪問等を実施しています。

【医療費受給者証交付状況】

区分	新規	更新
件数	401	2,233

【指定難病相談件数】 (令和4年度)

区分	来所相談	電話相談	訪問指導
件数	1,637	1,750	4

オ 小児慢性特定疾病対策業務

「児童福祉法の一部を改正する法律」が改正され、平成27年1月1日から、小児慢性特定疾病にかかっている児童等の方に対する新たな医療費助成制度が始まりました。令和3年11月から、対象疾病が788疾病に拡大されました。

また、患児を養育している親等を対象に、不安、悩みを軽減することを目的にピアカウンセリング事業、療育相談、育児教室、家庭訪問、レスパイト支援事業を実施しています。

【医療受給者証交付状況】 (令和4年度末)

疾患群	悪性 新生物	慢性 腎疾患	慢性 呼吸器	慢性 心疾患	内分泌 疾患	膠原病	糖尿病	先天代謝 異常	血液 疾患	免疫 疾患	神経・ 筋疾患
件数	31	11	6	11	43	12	17	8	6	4	19
慢性 消化器	染色体 症候群	皮膚 疾患	骨系統	脈管系	計						
17	3	2	7	2	199						

カ 歯科保健業務

歯と口の健康づくりをすすめ、生涯にわたって「自分の歯でおいしく食べることができ、楽しく会話ができる」健やかで豊かな生活を送ることができる社会を目指し、成人期における歯周病予防、高齢者施設における口腔ケアの定着等を目的とした研修会や歯科保健に携わる関係者等に対する研修会等を実施しています。

キ B・C型肝炎相談事業及び肝炎治療特別促進事業

B型・C型肝炎のインターフェロン及び核酸アナログ製剤治療助成事業を実施しています。また、肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんの療養者に対する重症化予防を目的とした、フォローアップ事業及び重症化予防促進事業や相談事業を行っています。

【肝炎相談及び検査状況】

項目	相談	検査	計
件数	1,033	3	1,036

【肝炎治療費助成状況】(令和4年度)

	計
申請件数	433

【フォローアップ事業及び重症化予防】

(令和4年度)

項目	フォローアップ事業申請	初回精密検査費用請求申請	定期検査費用請求申請	計
件数	21	3	11	35

ク 母子保健対策業務

安心して子どもを産み育てるためには、子どもや母親の健康の確保を図るとともに、その家族を支援することが重要です。そのため、市町及び医療機関等関係機関との連携を図り、ハイリスク妊産婦に対する保健指導を行うとともに、心身の問題を抱える子どもに対して乳幼児発達診査等を実施し、子どもと母親の健康増進に努めています。また不妊に悩む方々への特定治療支援事業や女性の健康相談を実施しています。

【乳幼児発達診査事業】

(令和4年度)

回数	実人員	延人員
5	13	23

【不妊治療等支援事業】

(令和4年度)

不妊治療費助成	不妊相談	
申請件数	面接相談	電話相談
55	87	63

【不育症検査費・治療費助成事業】

(令和4年度)

先進医療不育症検査費用助成	0
不育症検査費・治療費助成	2

【女性の健康相談（不妊専門相談センター含む）】 (令和4年度)

開催回数	面接相談件数
4	4

【家庭訪問件数】 (令和4年度)

妊産婦等		未熟児		乳幼児（未熟児除く）	
実	延	実	延	実	延
0	0	0	0	0	0

【新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援】

新型コロナウイルスの感染が認められ、県内で療養し、相談支援を希望する妊産婦に対し、助産師や保健師が訪問や電話等の方法で不安や悩みを傾聴し、健康管理や育児に関する助言を行っています。

(令和4年度)

事業周知	支援希望	支援回数	
17人	8人	訪問	電話
		0回	延 61回

ケ 骨髄バンク登録推進事業

毎週火曜日にドナー登録の受付を実施しています

(令和4年度)

相談事業	登録件数	広報活動
4	3	管内市町に依頼

コ 臓器移植に関する業務

善意の臓器提供意志が活かされるよう、意思表示カードを窓口に置き、啓発活動を実施しています。

サ 地域在宅医療推進業務

地域在宅医療支援センターを設置し、地域における在宅医療を希望する患者及び家族等の相談・支援に対応し、療養上の悩みや不安解消を図るとともに、在宅医療の普及啓発を行っています。また、関係職員を対象とした研修会を実施するとともに、地域在宅医療推進協議会を開催し、在宅医療の体制整備について検討しています。

(令和4年度)

相談件数	地域在宅医療支援センター	
	実件数 120 件	延件数 212 件

◇精神保健係

次の業務を行っています。

地域における精神保健福祉行政の中心的な実施機関として、精神保健福祉活動の中心となり、精神保健福祉センター・市町村・医療機関・社会福祉関係機関・社会復帰施設等を含めた地域社会と緊密な連絡協調のもとに、精神障がい者の早期治療の促進及び精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ると共に、地域住民の精神的健康の保持向上を図る為の諸活動を行っています。

ア 適正な医療の確保に関する業務

(1) 措置入院及び医療保護入院

措置入院についての申請・通報等の受理から入院の決定までの事務、及び措置入院や医療保護入院の届出、定期病状報告等の受理・進達業務を行っています。

また、管内精神科病院からの病院月報を取りまとめ、毎月県庁主務課に提出しています。

(令和5年3月31日現在)

措置入院	医療保護入院	任意入院	計	管内精神科病床数
5人	426人	869人	1,300人	1,587床

(2) 精神科救急医療システムに係る筑豊ブロック関係機関連携会議

精神科救急医療システムは、夜間及び休日において精神疾患の急発・急変により速やかな医療を必要とする者に対し、迅速かつ適切な医療及び保護を行なうことを目的に、情報センターの整備や当番病院の確保等を行っています。

システムの円滑な運営を図ることを目的として、筑豊ブロック関係機関連携会議を実施し、地域レベルでの連携強化を図っています。

(3) 精神科病院実地指導、措置診察患者等現地診察

管内の精神科病院8か所に対し、精神保健福祉法、関係の政省令、要綱等に照らして適切な医療及び患者への処遇の適正化を確保するために、実地指導を行っています。同時に、措置入院患者、医療保護入院患者等に対して、精神保健指定医による診察を行い、入院形態が適切か否かについて判定しています。

(4) 精神障がい者の診察及び保護の申請・通報状況

(令和4年度)

区分	申請・通報の件数	措置診察不要のもの	措置診察を受けたもの	
			措置該当	措置非該当
22条	0	0	0	0
23条	33	24	8	1
24条	6	4	2	0
26条	26	26	0	0
計	65	54	10	1

※22条：一般人の申請 23条：警察官の通報 24条：検察官の通報 26条：矯正施設の長の通報

イ 心の健康づくり促進事業

(1) 精神保健福祉相談及び訪問指導

予約制で精神科の専門医による個別相談を本庁舎及び分庁舎で定例的に実施しています。保健師による相談は、随時、来所・電話及び家庭訪問等で受け付けています。

また、関係機関の関係者と連携し、処遇困難事例への対応や、対象者へのより良い支援を行うため、ケース会議を随時実施しています。令和4年度は20人の対象者について、延べ35回実施しました。

【相談・訪問延件数】

(令和4年度)

項目	来所相談		電話相談	家庭訪問	合計
	定例	定例外			
件数	4	319	2,254	207	2,784

(2) ひきこもり対策推進事業

令和2年度から県下全域で保健所圏域でのネットワークを構築するとして、筑豊サテライトオフィスが田川市に開設されました。①精神科嘱託医による定例相談等を含む精神保健福祉相談対応や②支援者の人材育成や支援体制構築に向けてのネットワークづくりを精神保健センターが主催となって、「ひきこもり支援者研修会」及び「ひきこもり支援者等ネットワーク会議」を当所にて実施しました。

(3) 薬物・アルコール予防教室や講演会及び啓発

家族・支援者に対してのアルコール関連の研修会の開催や住民を対象とした啓発を行っています。

令和4年度は、自助グループが運営主体となり、医療機関や行政と連携した月1回定例によるアディクションネットワーク会議を実施しました。会議では、各団体と情報交換を行い、第9回筑豊アディクションフォーラムの開催に向けて、話し合いを進めてきました。

(4) 適正飲酒指導（アルコール相談）

飲酒運転違反者に適正飲酒について情報提供を行うとともに、必要に応じて保健指導や専門医療機関の受診勧奨を行っています。

(5) 保健所運営協議会精神保健福祉部会

管内の精神保健及び精神障害者の福祉に関し、市町、関係機関、団体との密な連携協調のもとに、地域住民に対し、より効果的な精神保健福祉事業を実施することを目的として開催しています。

(6) 地域普及啓発事業

精神保健に関する知識の普及を行うことにより地域住民の「心の健康づくり」の推進を図ること、また、地域社会における精神障がい者に対する偏見をなくし、精神障がい者の社会復帰、社会参加を促進することを目的に講演会を開催しています。

ウ 障がい者の明るいくらし促進事業

(1) 精神障がい者家族会支援

管内では、いずみ会（嘉飯山地区）となおみの会（直方鞍手地区）の二つの家族会が活動しています。

家族会の支援として、求めに応じて例会への参加や保健師による講話等を行っています。また、相談の来所者や訪問対象者に家族会を紹介しています。

(2) 飯塚市・嘉麻市・桂川町圏域精神保健福祉関係者との連携

精神科医療機関や基幹相談支援センター職員との情報交換を行い、精神保健福祉活動における連携体制の強化を図ることを目的に行われている飯塚市・嘉麻市・桂川町圏域精神保健福祉関係者会議（通称：地域活動支援センターミーティング）に定期的に参加しています。ミーティングでは、精神障がい者の地域生活の現状や課題、事例検討、研修会の周知などを行っています。日頃から関係機関との「顔の見える関係づくり」に努め、情報交換や相談等に応じています。

(3) 精神障がい者社会復帰促進事業

【自立支援関係機関会議】

精神科病院に長期入院している精神障がい者の地域移行や地域で生活する精神障がい者の支援を行うため会議を設置し、地域移行・地域定着支援の推進に向けた体制の構築に取り組んでいます。「精神障がいにも対応した地域包括システム」の推進に向けて協議しました。

【地域定着推進事業】

① 処遇プラン普及事業

平成 25 年度から処遇プランを作成し、早期に医療機関へつなげる仕組みづくりを行ってきました。また、措置（緊急）入院者の退院後支援を目的に、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援ガイドライン」を作成し、平成 30 年 9 月より福岡県は、「精神障がいのある人の退院後支援に関する福岡県事務処理要領」に基づき退院後支援計画を策定し支援しています。

② こころの健康手帳活用事業

精神障がい者が地域において主体的に安定した地域生活が継続できるために、自ら希望する支援内容等を記載した「こころの健康手帳」を作成しました。この手帳の活用により関係機関が連携した支援を行う仕組みを作っていきます。

(4) 地域ネットワーク支援

精神障がい者に対する偏見をなくすための地域社会への啓発や社会参加を促進する等を目的に、管内の精神病院によって直方鞍手地域精神保健福祉研究会「ふれあい・HAND」が設置され講演会活動を年 2 回開催していますが、令和 2 年度から 4 年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため中止しました。

現在、当所は事務局として活動を支援しています。

エ 自殺対策事業

本県の自殺者数は、令和4年は878人で、令和3年の913人と比べ35人(4.0%)減少しているものの、依然として多くの方が自殺により尊い命を亡くされており、憂慮すべき状況が続いています。また、令和1～3年は自殺者数が増加していますが、新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けていることが考えられます。

福岡県の目標値である自殺死亡率14.4以下を目指して、自殺予防のための見守りの核となる人材(ゲートキーパー)の養成、うつ病や自殺未遂者等自殺のハイリスク者支援に関する研修や連携会議を実施して、地域の自殺対策事業の強化に努めています。

また、令和元年度には管内全市町で自殺対策計画が策定されました。悩みを抱える人やうつ病を早期発見するための相談窓口の啓発をはじめ、地域での自殺対策の協議が行われています。

オ その他

筑豊ブロック地域精神医療研究会(PNC)

筑豊ブロック精神病院協会加盟病院及び保健所の職員を会員として、地域精神医療の創造、発展のために会員相互の研鑽、相互理解、交流を目的とし研究会活動を行っています。昭和54年に発足した本会は、令和元年度末までに197回の研究会を実施しています。

新型コロナウイルス感染拡大の為、令和2年度以降の活動は中止されていますが、令和5年度からは再開される予定です。

保健衛生課

◇食品衛生係

次の業務を行っています。

食品衛生法等に基づき、食品に起因する衛生上の危害の発生を防止し、食品の安全性の確保を図るために、食品営業許可、監視指導、収去検査及び衛生教育等の業務を行っています。

ア 営業許可

食品衛生法第 55 条に基づく 32 業種に対して新規及び更新の許可業務を行っています。

イ 営業届

食品衛生法第 57 条に基づき営業届の受付業務等を行っています。

ウ 監視指導等

県の年間監視指導計画に基づき、食品営業関係施設や学校、病院等の集団給食施設の監視指導及び食品等を収去して検査を行っています。

(1) 食品営業許可施設数

[市町村別許可を要する施設数]

令和 5 年 3 月 31 日現在

業 種	飯塚市	嘉麻市	直方市	宮若市	桂川町	鞍手町	小竹町	その他 *	合計
飲食店営業	1,536	252	607	212	80	109	25	153	2,974
喫茶店営業	104	28	63	32	7	10	5	24	273
食肉販売業	75	21	29	9	6	10	3	2	155
魚介類販売業	52	12	25	5	3	5	3	3	108
水産製品製造業	5	1	1	0	0	0	0	0	7
菓子製造業	172	51	93	47	15	21	3	17	419
あん類製造業	2	0	0	0	0	0	0	0	2
アイスクリーム類製造業	4	1	1	0	0	1	0	1	8
乳製品製造業	1	2	1	0	0	0	0	0	4
食肉製品製造業	1	1	1	0	2	0	0	0	5
魚肉ねり製品製造業	0	0	0	1	0	0	0	1	2
清涼飲料水製造業	11	3	1	3	1	0	0	0	19
冰雪製造業	0	0	1	0	0	0	0	0	1
食用油脂製造業	3	1	0	0	2	0	0	0	6
みそ製造業	7	2	0	0	1	0	0	0	10
しょうゆ製造業	4	0	1	1	0	0	0	0	6

業 種	飯塚市	嘉麻市	直方市	宮若市	桂川町	鞍手町	小竹町	その他 *	合計
みそ又はしょうゆ製造業	2	6	1	2	0	0	0	0	11
ソース製造業	3	0	0	0	0	1	0	0	4
酒類製造業	1	3	0	1	0	0	0	0	5
豆腐製造業	7	1	1	3	0	0	0	0	12
麺類製造業	11	5	3	3	1	1	0	0	24
そうざい製造業	68	21	32	25	7	15	3	0	171
かん詰びん詰食品製造業	5	0	0	1	0	0	0	0	6
添加物製造業	3	0	0	0	0	0	0	0	3
食肉処理業	13	2	8	2	3	6	0	0	34
食品の冷凍又は冷蔵業	12	2	7	6	0	5	0	0	32
冷凍食品製造業	14	3	2	5	2	4	0	0	30
乳処理業	0	1	0	0	0	0	0	0	1
特別牛乳さく取処理業	0	1	0	0	0	0	0	0	1
調理の機能を有する自動 販売機	2	0	2	1	0	0	0	0	5
漬物製造業	18	6	5	5	2	1	0	0	37
密封包装食品製造業	2	3	1	1	1	2	0	0	10
食品の小分け業	5	0	1	0	2	0	1	0	9
小計	2,143	429	887	365	135	191	43	201	4,394

*…仮設・移動・行商 (該当施設がない業種は省略)

(2) 新規及び更新許可件数 (令和4年度)

区分	食品衛生法関係			合計
	新規	更新	臨時	
件数	455	409	166	1,030

(3) 営業施設数 [届出を要する食品関係営業施設] (令和4年度)

区分	旧許可業種で あった営業	販売業	製造・加工業	その他	合計
小計	884	1,301	239	248	2,672

(4) 集団給食施設数 令和 5 年 3 月 31 日現在

学校	病院・診療所	その他(保育園・各種施設等)	計
55	34	170	259

(5) 監視指導等実施施設数 (令和 4 年度)

法の許可営業施設	集団給食施設	その他の営業施設
1,663	69	315

(6) 食品収去検査 (令和 4 年度)

食品分類	検体数	違反・不適検体数	
		法 ※1	県 ※2
そうざい	49	0	4
弁当類	9	0	0
魚介類及びその加工品	10	0	0
肉・卵類及びその加工品	12	0	0
穀類及びその加工品	7	0	1
野菜類及びその加工品	24	0	0
菓子類	8	0	0
その他	5	0	0
計	124	0	5

※1：食品表示基準違反 ※2：県指導基準不適合

(7) 食中毒発生状況及び食品関連苦情

令和 4 年度の当所管内での食中毒の発生はありませんでした。

[食品関連苦情件数] (令和 4 年度)

区分	有症苦情	異物混入	異臭・腐敗・カビ	衛生管理	その他	合計
件数	11	11	2	5	1	30

エ 自主管理体制の強化と衛生教育

食品衛生知識の普及向上を図るため、営業者に対し食品衛生責任者養成講習会、食中毒予防講習会及び必要に応じ衛生管理に係る講習会を開催しています。

また、消費者に対しては食品の安全性に関する正しい知識を伝えるためリスクコミュニケーションや各種衛生講習会を実施しています。

(令和 4 年度)

区分	食品衛生責任者 養成講習会	食中毒予防 講習会	リスクコミュ ニケーション	その他の 衛生講習会	合計
実施回数	6	5	1	2	14
参加人数	261	202	5	61	529

◇生活衛生係

次の業務行っています。

ア 動物関係業務

(1) 狂犬病予防業務

「狂犬病予防法」に基づく狂犬病予防集団注射や野犬の捕獲を実施しています。

また、近年、犬の放し飼いや不適正な飼い方に関する苦情等が多発しており、これらの予防対策として、巡回指導の実施、街頭啓発活動等を行っています。

【畜犬登録及び狂犬病予防業務】

令和5年3月31日現在

市 町	畜犬登録数	狂犬病予防 注射頭数	捕獲犬数	返還犬数	被咬傷者数	咬傷犬数
直方市	3,104	1,821	6	6	5	5
飯塚市	6,393	3,689	18	12	3	5
宮若市	1,560	1,130	6	4	1	1
嘉麻市	1,587	1,058	5	2	1	3
小竹町	382	144	2	0	0	0
鞍手町	961	565	1	0	0	0
桂川町	763	443	5	3	1	1
管外						
計	14,750	8,850	43	27	11	15

(2) 動物愛護管理業務

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物取扱業者の監視指導を行うとともに、飼えなくなった犬や猫の引取り及び負傷動物の収容業務等を実施しています。

なお、犬や猫の引取にあたっては、終生飼養の大切さや命の尊厳について、丁寧な説明・説得も行っていきます。

また、多発している動物の鳴き声、臭い等に関する苦情に対し、関係市町と協力し、飼い主に対する指導や助言を行っています。

【動物愛護管理業務】

令和5年3月31日現在

市 町	引取犬		引取猫		負傷動物	
	成犬	子犬	成猫	子猫	犬	猫
直方市	8	0	1	5	1	0
飯塚市	5	2	0	10	0	9
宮若市	5	4	0	13	0	2
嘉麻市	2	0	0	2	0	0
小竹町	0	0	0	3	0	1
鞍手町	2	0	0	0	0	0
桂川町	0	0	0	2	0	0
計	22	6	1	35	1	12

【苦情等対応件数】

令和5年3月31日現在

区分 動物	捕獲 依頼	こう傷 事故	引取り	放し 飼い	迷い 込み	農作物 被害	家畜 家禽 被害	負傷 動物	悪臭 鳴き声	行方 不明	遺棄	フンの 放置	多頭 飼育	その他	合計
犬	59	10	6	16	13	0	0	2	13	122	0	3	6	13	263
猫	0	0	8	0	2	0	0	13	3	114	3	36	1	34	214
その他	0	0	0	0	1	0	0	0	1	4	0	0	0	3	9
計	59	10	14	16	16	0	0	15	17	240	3	39	7	50	486

【第一種動物取扱業登録数】

令和5年3月31日現在

	販売	保管	貸出し	訓練	展示	計
直方市	24	15	1	3	2	45
飯塚市	44	30	1	3	5	83
宮若市	10	10	1	3	0	24
嘉麻市	11	6	0	0	0	17
小竹町	3	1	0	0	0	4
鞍手町	4	3	1	0	1	9
桂川町	2	1	0	0	0	3
計	98	66	4	9	8	185

【第二種動物取扱業登録数】

令和5年3月31日現在

	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	計
直方市	0	0	0	0	0	0
飯塚市	0	0	0	0	0	0
宮若市	1	0	1	0	0	2
嘉麻市	0	0	0	0	0	0
小竹町	0	0	0	0	0	0
鞍手町	0	0	0	0	0	0
桂川町	0	0	0	0	0	0
計	1	0	1	0	0	2

イ 生活衛生関係業務

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館及び興行場の生活衛生営業施設並びに特定建築物や遊泳用プール等の施設に対し、各々の関係法令等に基づき、営業の許可及び届出の受理並びに監視指導業務を行っています。

【環境衛生関係施設数】

令和5年3月31日現在

区 分	興行場	公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所		旅 館	特定建築物	遊泳用プール	火葬場
		普通	その他			洗濯	取次所				
直方市	9	0	1	55	140	6	49	5	12	2	1
飯塚市	5	0	17	155	309	21	48	28	42	9	2
宮若市	0	0	9	31	40	1	10	13	11	1	1
嘉麻市	1	0	5	45	82	7	43	5	4	2	1
小竹町	0	0	2	3	14	0	0	0	3	0	0
鞍手町	0	0	1	21	29	2	5	5	3	0	1
桂川町	0	0	2	11	34	3	3	3	4	0	0
計	15	0	37	321	648	40	158	59	79	14	6

ウ 水道関係業務

「水道法」に基づき、認可、届出の受理及び監視指導を行っています。

また、「福岡県飲用井戸等衛生対策実施要領」に基づき、飲用井戸に係る指導や助言を行っています。

なお、平成25年4月1日から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）」により、専用水道及び簡易専用水道に係る事務権限が保健所設置市を除く市に移譲されています。

【水道関係施設数】

令和5年3月31日現在

区 分	専用水道	簡易専用水道	合計
小竹町	0	11	11
鞍手町	0	16	16
桂川町	0	12	12
計	0	39	39

◇感染症係

次の業務を行っています。

ア 結核対策事業

結核患者数は、医学の進歩や適切な予防対策の普及により減少傾向ですが、未だに年間 1.3 万人弱の新規患者が発生する主要な感染症の一つです。国は低蔓延国化を目指し、医学的ハイリスク者対策の強化、外国生まれ結核の増加傾向に対する積極的な対応及び潜在性結核感染症治療の量的・質的向上を主たる戦略としています。

当所管内における結核の罹患率は、全国や福岡県の中でも高い傾向にあります。そのため、健康診断を確実に実施し、結核患者や感染者の早期発見・二次感染防止に努めるとともに、結核患者が確実に服薬するよう支援を行う必要があります。

(1) 年次別結核発生状況

区 分	年	人 口	新規登録者		結核登録者	
		(各年 10 月 1 日現在)	登録者数	罹患率	登録者数	登録率
全国	31	126,167,000	14,460	11.5	34,523	27.4
	2	126,227,000	12,739	10.1	31,551	25.0
	3	125,502,000	11,519	9.2	27,754	22.1
福岡県	31	5,103,679	614	12.0	1,416	27.7
	2	5,135,214	512	10.0	1,298	25.4
	3	5,123,748	535	10.4	1,214	23.7
嘉穂・鞍手地区	31	281,090	40	14.2	74	26.3
	2	278,594	26	9.3	55	19.7
	3	277,060	32	11.5	61	22.0
直方市	31	55,937	8	14.3	20	35.8
	2	55,705	4	7.2	12	21.5
	3	55,888	3	5.4	10	17.9
飯塚市	31	126,715	14	11.0	26	20.5
	2	126,136	12	9.5	20	15.9
	3	125,505	15	12.0	25	19.9
宮若市	31	27,182	5	18.4	8	29.4
	2	26,690	2	7.5	5	18.7
	3	25,947	5	19.3	6	23.1
嘉麻市	31	35,929	6	16.7	10	27.8
	2	35,208	2	5.7	8	22.7
	3	34,768	5	14.4	8	23.0
小竹町	31	7,232	2	27.7	2	27.7
	2	7,232	2	28.3	2	28.3
	3	7,049	0	0	2	28.4
鞍手町	31	15,159	1	6.6	2	13.2
	2	14,901	1	6.7	3	20.1
	3	14,853	2	13.5	4	20.9
桂川町	31	12,936	4	30.9	6	46.4
	2	12,876	3	23.3	5	38.8
	3	12,750	2	15.7	6	47.1

罹患率＝新登録患者数／人口×10 万人 ※ 登録率＝結核登録者数／人口×10 万人

(2) 結核医療

「感染症の診査に関する協議会（結核の診査に関する専門部会）」を月2回開催し、結核医療公費負担申請に係る事務等を行っています。

(令和4年度)

種別	法18条 (就業制限)	法20条新規 (入院勧告)	法20条延長 (入院勧告)	法37条の2 (結核患者の医療)	
諮問件数	13	11	18	55	
結	承認	13	11	18	55
	不承認	0	0	0	0
果	保留	0	0	0	0

(3) 管理検診及び接触者健康診断実施状況

結核患者として登録された者のうち、病状不明者等については、管理検診や医療機関への定期病状調査を実施しています。また、患者の家族等のうち必要な者については、健康診断を実施しています。

(令和4年度)

区分	管理検診	接触者健康診断	
		患者家族	接触者
実施者件数	79	17	260

(4) 結核患者訪問 (令和4年度)

区分	訪問件数
患者・家族等	32

(5) 結核対策特別促進事業

① 結核患者服薬支援事業 (DOTS)

結核患者を治療完遂に導き、以って結核のまん延の防止や多剤耐性結核の発生の防止を目的として、医療機関等と連携を図り確実な服薬支援(※)を行っています。

※治療開始当初に服薬支援の体制づくりを行い、家庭訪問や電話により継続して服薬支援を実施。

② 一般普及啓発事業

結核に対する意識の向上や結核の早期発見を目指し、施設職員や地域住民等に対して、結核に関する講話を実施しています。

イ 感染症対策事業

感染症法に基づき感染症の発生予防やまん延防止のため、以下の対応や各種事業を行っています。

(1) 感染症発生時対応

感染症発生届を受理した場合、患者や患者家族等に対して感染症の原因究明やまん延防止のための調査を行うとともに、必要に応じ健康診断を実施しています。

年次別感染症発生状況（人）

区分	一類	二類	三類	四類	五類	指定感染症
令和2年	0	0	腸管出血性大腸菌感染症(14)	レジオネラ症(9) つつが虫(2) E型肝炎(1)	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症(8) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症(4) 侵襲性インフルエンザ菌感染症(1) 侵襲性肺炎球菌感染症(9) 水痘(入院例に限る)(1) 梅毒(6) 百日咳(2) 風しん(1) 破傷風(1) 播種性クリプトコックス症(1)	新型コロナウイルス感染症 (251)
令和3年	0	0	腸管出血性大腸菌感染症(4)	レジオネラ症(8) A型肝炎(1)	アメーバー赤痢(3) カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症(9) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症(4) 後天性免疫不全症候群(2) 侵襲性インフルエンザ菌感染症(7) 梅毒(6) 百日咳(1)	新型コロナウイルス感染症 (13,265)
令和4年	0	0	腸管出血性大腸菌感染症(5)	A型肝炎(1) 重症熱性血小板減少症候群(SFTS)(1) レジオネラ症(7)	アメーバー赤痢(1) カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症(1) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症(4) 後天性免疫不全症候群(3) 侵襲性肺炎球菌感染症(6) 梅毒(15) 百日咳(2) ウイルス性肝炎(1) 播種性クリプトコックス症(1)	新型コロナウイルス感染症 4.1～9.25 (38,625) 9.26～3.31 (7,268)

※NESID 集計 保健所受理日（二類は結核除く）

(2) 感染症予防啓発事業

① 実地指導及び病院立入検査

例年、介護老人保健施設や病院に感染症対策実施状況の確認と指導を行っていますが、令和4年度は、介護老人保健施設7ヶ所に対し、感染症対策実施状況の確認と指導を行いました。

② 研修会

例年、施設内感染の発生防止及びまん延防止を図ることを目的に、施設職員等に研修会を行っていますが、令和4年度は、高齢者及び障がい者入所施設職員を対象に、新型コロナウイルス感染症に関する感染対策や対応について感染管理認定看護師等による講演会を開催しました。

③ 出前講座

例年、施設等の要望により、各施設の実情に応じた感染症対策の研修会を行っていますが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえて中止しました。

④ 風しん抗体検査について

福岡県では、先天性風しん症候群の発生を効果的に防ぐため、平成25年8月から、妊娠を希望する女性、風しん抗体価が少ない妊婦のパートナーを対象に、県内の契約医療機関で風しん抗体検査（無料）を実施しています。

平成30年12月からは、対象者を拡大し、妊娠を希望する女性の同居者についても風しん抗体検査（無料）を実施しています。

⑤ 各種感染症の情報提供

インフルエンザや感染性胃腸炎等の各種感染症の情報について、注意喚起を目的に、適宜、市町及び医療機関等に情報提供を行っています。

(3) 感染症発生動向調査事業

感染症の発生状況を把握するため、感染症発生届を受理し、感染症発生動向調査システムへの登録を行っています。登録された情報は、福岡県保健環境研究所において収集・分析を行っています。

また、必要に応じ、医療機関から受領した検体を福岡県保健環境研究所において分析し、病原体の分離等の検査情報を医療関係者等に提供しています。

(4) 特定感染症（エイズ及び性感染症）予防事業

国内でのHIV感染者・エイズ患者の年間報告数は、平成28年度以降、減少傾向となり、近年1,100人弱で推移しています。

当所は、感染予防等の情報提供を行うとともに感染者の早期発見・早期治療を目的にHIV（エイズ）と性感染症の相談及び無料検査を実施しています。

【HIV予防普及啓発事業】

① HIV検査普及週間に伴う啓発

- ・臨時相談検査実施
- ・市町、学校、公共施設等への啓発ポスター等の掲示

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえて中止

② 世界エイズデーに伴う啓発

- ・臨時相談検査実施
- ・市町、学校、公共施設等への啓発ポスター等掲示
- ・当所ホームページでの啓発

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえて中止

【特定感染症相談・血液検査件数】

区 分	HIV		性感染症			
	相談件数	検査件数	相談件数	検査件数		
				梅毒	クラミジア	淋菌
令和2年度	48	28	50	27	24	24
令和3年度	44	36	73	35	15	15
令和4年度	22	38	53	38	30	30

(5) 予防接種事業

予防接種法に基づき、管内市町等への情報提供や調査、相談受付等を行い、定期予防接種の適切な実施の推進に取り組んでいます。

(6) 新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザ等の発生初期は、新型インフルエンザ等の患者を振り分けることにより、一般医療機関での感染の機会を減少し、封じ込めを図ることを目的として「新型インフルエンザ等帰国者・接触者外来」を設置することになっていきます。当所管内では嘉飯地区及び直轄地区の医療機関に2ヶ所設置予定です。

例年、管内で新型インフルエンザ等疑い患者が発生した場合を想定し、帰国者・接触者外来設置予定の医療機関で実地訓練を行いますが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえて中止しました。

また、発生に備えた当該地域の医療体制の確立や、地域の実情に応じた対策を円滑に推進するため、関係機関との連絡会議を開催していますが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症に関する医療提供体制の確保を優先事項とし、対応しました。

(7) 新型コロナウイルス感染症対策

令和2年1月31日、本感染症はわが国において指定感染症として定められました。同年2月に県内初の患者が発生し、全数把握の見直しがなされた令和4年9月25日までに、管内で61,189名の患者が発生しました。

保健所では積極的疫学調査を行うとともに、濃厚接触者に対する検査、患者の医療機関や宿泊療養施設への移送、陽性者フォローアップ、感染予防対策の啓発等を行い、本感染症のまん延防止対策を講じてきました。また、一般相談窓口として、受診・相談センターを設置し、県民からの発熱や受診等に関する様々な相談に対応しているところです。必要に応じて管内関係機関との連携会議を開催し、患者の診療・検査体制や必要病床数の確保などに取り組ましました。

地域環境課

次の業務を行っています。

ア 地域環境協議会関連業務及び環境啓発業務

保健福祉環境事務所を拠点とし、市町村や事業者、NPO 等民間団体、住民による新たな環境問題の解決に向けた協働意識の醸成を図るために筑豊地区地域環境協議会を設置しています。

また、県政出前講座や講習会、セミナー等による環境啓発を行っています。

(1) 地球温暖化防止

市町村及び福岡県地球温暖化防止活動推進員と連携を図り、環境啓発イベントを実施し、省エネ、節電等の推進を行っています。

(2) 3R の推進

食品ロス削減の取組みである「30・10 運動」の実施やエコバッグの配布を行っています。

(3) 自然共生社会づくり

生物多様性の認知度向上、環境教育の強化を目的とした事業を行っています。

区分	事業			
	項目	内容	開催日	
地球温暖化防止	夏休み省エネチャレンジ	エコライフに関する取組を記録する「エコチェックシート」を活用し、小学生を対象とした啓発事業	令和4年7月～9月	
	打ち水大作戦	管内10会場総勢179人で一斉に「打ち水」を実施し、省エネ行動の呼びかけを行った。	令和4年8月5日	
	出前講座	直方市立上頼野小学校		令和4年7月12日
		直方市立感田小学校		令和4年7月14日
		宮若市立宮田北小学校		令和4年7月15日
		大任町立大任小学校		令和4年8月30日
		飯塚市立片島小学校		令和4年9月6日
田川市立金川小学校		令和4年9月22日		
3R	廃棄物減量化推進事業	例年は、イベント等でのエコバッグの配布	新型コロナウイルス感染症の影響で中止	
	30・10 運動 冬の推進 キャンペーン	協議会構成団体が主体となり、親睦会等での「30・10 運動」実施を推進するキャンペーンを行った。	令和4年11月～ 令和5年1月	
自然共生	生きものにぎわいの森づくり in 英彦山	レンゲツツジ保全活動として、シカ防除ネットの管理や生育状況調査等を実施。	令和4年5月15日 令和4年6月27日	
		例年は、自然観察会やネイチャークラフト体験を実施。	令和4年11月26日	
	夏休み親子自然観察会	例年は、自然環境の大切さや生物多様性への関心を高めることを目的に、小学生とその保護者を対象に自然観察会を開催。	令和4年7月24日	
共通	環境保全活動団体交流会	例年は、環境保全団体や行政職員等を対象に、環境保全に関する講演、活動報告、ワークショップを行っている。	新型コロナウイルス感染症の影響で中止	
	イベントによる啓発	「トヨタスプリングフェスタ 2022」（主催：トヨタ自動車九州㈱）	新型コロナウイルス感染症の影響で中止	
		不法投棄撲滅キャンペーン・省エネ・節電街頭啓発		
		「クールシェアいいづか」（主催：飯塚市）へのブース出展		
		「小竹町民まつり」（主催：小竹町）へのブース出展		
「エコスタいいづか」（主催：飯塚市）へのブース出展	令和5年2月11日			

イ 浄化槽関係業務

建築基準法・浄化槽法に基づく浄化槽設置届の受理、設置後の維持管理等の指導及び浄化槽保守点検業者の知事登録等を行っています。

(令和5年3月31日現在)

項目	直方市	飯塚市	田川市	宮若市	嘉麻市	小竹町	鞍手町	桂川町
設置届件数(R4)	150	438	363	79	110	13	12	42
浄化槽設置基数	4,739	11,822	8,238	3,395	4,552	792	798	1,734
項目	香春町	添田町	糸田町	川崎町	大任町	赤村	福智町	合計
設置届件数(R4)	29	31	35	32	19	19	87	1,459
浄化槽設置基数	2,211	1,324	1,011	1,511	673	471	2,501	45,772

ウ 温泉業務

温泉の適正な利用と保護を目的として、温泉法に基づく温泉の採取や利用等の手続き、指導業務を行っています。

(令和5年3月31日現在)

項目	直方市	飯塚市	田川市	宮若市	嘉麻市	小竹町	鞍手町	桂川町	
源泉数	2	14	3	13	2	0	3	0	
利用目的	浴用	0	3	2	11	1	0	1	0
	飲用	0	2	0	2	0	0	2	0
項目	香春町	添田町	糸田町	川崎町	大任町	赤村	福智町	合計	
源泉数	2	4	0	0	3	1	5	52	
利用目的	浴用	1	3	0	0	2	2	4	30
	飲用	0	0	0	0	0	0	0	6

エ 自然公園業務

自然公園法や福岡県立自然公園条例に基づき開発等の許可や届出、指導業務を行っています。

管内には耶馬日田英彦山国定公園、北九州国定公園、太宰府県立自然公園、筑豊県立自然公園、筑後川県立自然公園があります。

(令和4年度)

名 称	許可	届出	備 考
耶馬日田英彦山国定公園	10	0	工作物の新築・改築、植物の採取 等
北九州国定公園	0	0	
太宰府県立自然公園	0	2	土地の形状変更
筑豊県立自然公園	0	0	
筑後川県立自然公園	0	0	

(令和5年3月31日現在)

名称	面積(ha)	保護規制区分面積(ha)			指定年月日
		特別保護地区	特別地域	普通地域	
耶馬日田英彦山国定公園	8,269	322	6,912	—	昭和25年7月29日
管内 添田町	2,692	322	2,370	—	
北九州国定公園	8,107	320	7,787	—	昭和47年10月16日
管内	直方市	813	—	813	
	福智町	326	—	326	
太宰府県立自然公園	16,568	—	1,656	14,912	昭和25年5月13日
管内	飯塚市	3,683	—	254	
	宮若市	3,370	—	114	
筑豊県立自然公園	8,550	—	79	8,471	昭和25年5月13日
管内	直方市	474	—	—	
	田川市	264	—	—	
	香春町	1,571	—	24	
	福智町	451	—	1	
	赤村	934	—	54	
筑後川県立自然公園	14,690	—	2,419	12,541	昭和25年5月13日
管内 嘉麻市	1,682	—	76	1,606	

オ 鳥獣保護業務

野生鳥獣の保護を図るため、傷病動物の保護及び普及啓発事業として実のなる木の配布や愛鳥週間ポスター原画募集等の事業を行っています。

また、野生鳥獣保護モデル校を指定し、鳥獣保護育成事業にも取り組んでいます。

【傷病動物の保護状況】 (令和4年度)

名称	所在地	保護受入件数
アミノ動物病院(福岡野生動物保護センター)	直方市大字畑300-6	82

【実のなる木の配布状況】 (令和4年度)

大分小	大任小	落合小	嘉麻市	添田町	合計
6	6	4	13	40	69

【令和4年度愛鳥週間ポスター原画コンクール参加状況】 (令和4年度)

	参加校数	応募数
小学校	0	0
中学校	1	2
高等学校	1	1
合計	2	3

【野生鳥獣保護モデル校】 (令和4年度)

学校名	指定日	実施事業	
飯塚市立八木山小学校	令和4年5月18日	令和5年1月13日	野鳥観察会

環境指導課

次の業務を行っています。

ア 廃棄物関係業務

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に区分され、それぞれ処理する者が異なります。産業廃棄物は、事業者責任のもと、排出事業者や産業廃棄物処理業者が処理を行っています。日常生活から排出されるごみやし尿等の一般廃棄物については、市町村が定めた一般廃棄物処理計画に従い、原則、市町村が処理しています。

また、廃棄物の発生抑制や再生利用の促進など循環型社会構築を推進するため、現在まで廃棄物の種類に応じた次のリサイクル法が制定されています。

- (1) 資源有効利用促進法（平成 3 年 10 月施行）：パソコン等
- (2) 容器包装リサイクル法（平成 9 年 4 月施行）：びん、缶、ペットボトル、トレイ等
- (3) 食品リサイクル法（平成 13 年 5 月施行）：食品残さ
- (4) 家電リサイクル法（平成 14 年 4 月施行）：エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機
- (5) 建設リサイクル法（平成 14 年 5 月施行）：家屋解体物等
- (6) 自動車リサイクル法（平成 15 年 1 月施行）：使用済自動車
- (7) 小型家電リサイクル法（平成 25 年 4 月施行）：小型電子機器等（例：携帯電話）

当課では、環境衛生指導員及び廃棄物不法投棄等対策専門員（警察官 OB）が、廃棄物の不適正処理防止のため、立入検査及びパトロールを行っています。また、産業廃棄物処理業者を対象とした処理業者講習会の開催や、警察と連携して産業廃棄物運搬車両を対象としたマニフェスト検問を実施しています。

廃棄物の不法投棄や野外焼却等の不適正処理に対しては、当所、警察署及び市町村等を構成メンバーとして設置した「直轄地区、嘉穂地区及び田川地区の各廃棄物不法処理防止連絡協議会」を毎年開催し、不適正処理事案等に係る協議及び情報交換を行うことにより、迅速かつ適切な対応に努めています。

また、夜間及び休日については、管内の巡回及び要監視事業場の監視を民間警備会社に委託して実施し、不適正処理の早期発見、早期対応に努めています。

廃棄物処理関係許可状況

（令和 5 年 3 月 31 日現在）

産業廃棄物					特別管理産業廃棄物					一般廃棄物			民間設置施設	他 再生事業者登録	
処理施設		処理業			処理施設		処理業			市町村・一部事務組合設置処理施設					
中間処理	最終処分		収集運搬業	処分業		中間処理	最終処分	収集運搬業	処分業		し尿処理施設	ごみ処理施設			埋立処分地
	安定型	管理型		中間	最終				中間	最終					
41	11	3	548	71	9	3	1	54	4	1	20	17	8	10	9

自動車リサイクル法関係登録・許可状況

(令和5年3月31日現在)

引取業者数 (登録事業所)	フロン回収業者数 (登録事業所)	解体業者数 (許可)	破碎業者数 (許可)
158	85	42	3

イ 公害対策

水質汚濁防止法や大気汚染防止法、県公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき、工場・事業場への立ち入り、排水の検査等を実施し、排出基準の遵守状況の把握に努めています。

大気汚染については管内3か所で常時監視を行っており、光化学オキシダントが一定濃度以上になった場合には注意報を発令し、関係機関へ注意を呼び掛けています。また、微小粒子状物質(PM_{2.5})に関しても、必要に応じて注意喚起を行うようにしています。

公共用水域については、遠賀川水系6か所及び補助点2か所で水質の常時監視を行っています。また、地下水については、「地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月13日告示)」に規定された項目等について調査を実施しています。

公害関係事業場数

(令和5年3月31日現在)

事業場区分	対象事業場数
大気汚染防止法	316
水質汚濁防止法	908
ダイオキシン類特措法	26
計	1,250

特定事業場排水検査状況

(令和5年3月31日現在)

年度	検体数	適	不適
R1	113	102	11
R2	111	105	6
R3	76	74	2
R4	103	94	9

公害・廃棄物関係苦情処理状況

(令和5年3月31日現在)

年度	種類 公害の	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	不適正処理 廃棄物の	その他	計
R2	11	10	0	2	0	0	6	85	11	125	
R3	12	14	0	1	0	0	7	61	1	96	
R4	10	17	0	1	0	0	9	54	3	94	

社会福祉課

◇児童家庭係

次の業務を行っています。

ア 保育所関連事務

認可保育所については、設置認可申請書及び施設変更届等の受付等を行っています。

保育施設等については、開設希望者への指導監督基準の説明、運営状況報告の受理を行っています。

【設置状況】

(令和5年4月1日現在)

	認可保育所			認定こども園 (幼保連携型・保育所型)			届出保育 施設等
	公立	私立	計	公立	私立	計	
直方市	0	9	9	0	6	6	4
飯塚市	4	18	22	2	7	9	21
宮若市	0	4	4	0	1	1	7
嘉麻市	2	11	13	0	0	0	1
小竹町	0	0	0	1	0	1	0
鞍手町	1	0	1	0	2	2	2
桂川町	1	2	3	0	0	0	0
計	8	44	52	3	16	19	35

イ 助産施設への入所事務

健康管理上必要であるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受ける事が出来ない町在住の妊産婦が、指定の助産施設（医療機関・助産院）に入所する場合の手続きを行っています。

ウ 母子生活支援施設への入所事務

生活上の問題をかかえ子どもの養育が十分できていない母子世帯について、母子生活支援施設への保護を実施し、自立の促進を図っています。

エ 児童扶養手当法に基づく遺棄証明

父または母と生計を同じくしていない子供を育成している家庭が児童扶養手当の申請を行う時に、添付書類として遺棄の証明が必要な場合において、証明書を発行しています。

オ 母子、父子及び寡婦世帯に対する相談業務

世帯が抱えている様々な問題や悩み事について相談に応じ、問題解決に向けた支援を行っています。

【令和4年度 母子・父子・寡婦相談件数】

区分	生活一般								児童					経済的支援・生活援護							その他					合計				
	住宅	医療・健康	家庭紛争	就労	結婚	養育費	借金	その他	小計	養育	教育	非行	就職	その他	小計	母子・父子福祉資金	寡婦福祉資金	公的年金	児童扶養手当	生活保護	税	その他	小計	売店設置	たばこ販売		母子世帯向公営住宅	母子福祉施設の利用	母子生活支援施設	小計
延件数	36	18	157	84	0	5	11	1	312	107	16	3	2	2	130	1171	29	6	4	10	0	87	1307	0	0	0	0	49	49	1798

カ 母子父子寡婦福祉資金貸付、償還管理業務

母子父子寡婦世帯の経済的自立の助長と扶養している子どもの福祉の増進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行うとともに、生活状況に応じた償還指導を行っています。

キ ひとり親家庭自立支援給付金事業事務

ひとり親家庭の親に対して生活の負担の軽減を図り、もって就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進することを目的として相談を受け、手続きを行っています。

- ・自立支援教育訓練給付金事業
- ・高等職業訓練促進給付金等事業

ク 婦人保護業務

配偶者等からの暴力や離婚、借金等に伴う経済破綻など様々な問題を抱える女性からの相談に応じ、相談者が本来持っている力に気づき自分らしい人生を生きていけるよう自立に向けた支援を行っています。

また、関係機関と連携し、保護等による安全の確保を図りながら助言指導、情報の提供により問題解決を図っています。

(相談件数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
来所	150	138	103	165
電話	35	40	39	60
その他	0	3	3	1
合計	185	181	145	226

◇高齢・障がい福祉係

次の業務を行っています。

ア 介護（予防）サービス事業に関する事務

介護サービス事業所の指定（新規・変更・更新等）事務のほか、運営が健全かつ円滑に行われるよう、必要な助言・指導を行っています。

【令和4年度受付件数】 ※介護（予防）サービス事業所数・・・別表1

区分	新規指定	変更	廃止・休止	更新
件数	36	424	21	48

イ 介護保険施設等に関する事務

介護保険施設等の指定内容変更に係る申請書、届出書の受付・審査を行っています。

(令和4年度)

施設種別	変更届	開設許可 変更申請	管理者 承認申請	入所定員増 加認可申請	事業 変更届	社会福祉事 業変更届	加算届	計
介護老人保健施設	41	5	5	-	-	-	13	64
介護老人福祉施設	34	-	-	-	-	-	24	58
介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	0
軽費老人ホーム	-	-	-	-	-	1	-	1
計	75	5	5	0	0	1	37	123

ウ 老人の日記念品等贈呈事業、福岡県ねんりんスポーツ・文化祭関連業務

新100歳の高齢者等に関する調査のほか、市町との調整の上、内閣総理大臣及び福岡県知事からの祝状及び記念品の贈呈を行っています。

また、ねんりんスポーツ・文化祭に対する支援のほか、地区大会における計画書・結果報告書の取りまとめ等を行っています。

【新100歳の高齢者数（人）】 (令和4年度)

直方市	飯塚市	宮若市	嘉麻市	小竹町	鞍手町	桂川町	計
23	77	23	27	6	9	8	173

エ 軽費老人ホーム事業費補助金等事務

軽費老人ホームからの事業費補助金に係る交付申請書・実績報告書の受付・審査を行っています。

【施設数】 (令和5年4月1日現在)

施設種別	直方市	飯塚市	宮若市	嘉麻市	小竹町	鞍手町	桂川町	計
経過的軽費老人ホーム(A型)	1	1	0	2	1	0	0	5
軽費老人ホーム(ケアハウス)	3	4	3	1	1	0	1	13
計	4	5	3	3	2	0	1	18

オ 障がい福祉サービス事業に関する事務

障がい福祉サービス事業所の指定（新規・変更等・更新）事務のほか、障がい福祉サービス事業所・障がい者支援施設の運営が健全かつ円滑に行われるよう、必要な助言・指導を行っています。

【令和４年度受付件数】 ※障がい福祉サービス事業所数・・・別表２

区分	新規指定	変更	廃止・休止	更新
件数	33	528	26	31

カ 特別障害者等手当認定、支給事務

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、日常生活において常時介護を必要とする重度障がい者（児）に対して、特別障害者手当及び障害児福祉手当を支給しています。

【認定件数】 (令和５年４月１日現在)

手当種別	小竹町	鞍手町	桂川町	計
特別障害者手当	11	16	11	38
障害児福祉手当	4	4	4	12
福祉手当（一般）	0	1	0	1
計	15	21	15	51

キ 障がい者スポーツ支援

県内及び当事務所管内で実施される身体・知的障がい者スポーツ大会に対する支援等を行っています。

ク 身体障害者福祉法指定医師及び指定自立支援医療機関関係事務

身体障害者福祉法指定医師及び指定自立支援医療機関の指定申請・変更の受付・審査や指定通知の交付事務を行っています。

【指定自立支援医療機関数】 (令和５年４月１日現在)

施設種別	直方市	飯塚市	宮若市	嘉麻市	小竹町	鞍手町	桂川町	計
病院又は診療所	3	12	0	1	0	1	1	18
薬局	38	41	10	5	2	5	2	103
訪問看護ステーション	7	9	1	1	1	0	0	19
計	48	62	11	7	3	6	3	140

ケ 腎臓疾患患者福祉給付金認定、支給事務

就労等の理由により、夜間に人工透析による治療を受けている腎臓疾患患者に対し、通院に伴う交通費の一部を支給しています。

○ 令和4年度認定者数.....2名（飯塚市1名、宮若市1名）

コ 自立支援給付支給事務等市町事務指導

市町における障がい者の自立支援給付事務等の円滑な実施を図るため、各市町の担当部署に出向いて事務指導を行っています。

サ 社会福祉法人認可等事務（設立、定款変更ほか）

社会福祉法に規定する社会福祉法人の設立認可、定款変更等に係る認可申請・届出の受付・審査や認可書等の交付を行っています。

○ 令和4年度 法人設立認可申請数 0件
定款変更認可申請（届出）数.....13件

シ 社会福祉法人等に対する証明

社会福祉法人等が不動産を取得した場合に登録免許税及び不動産取得税の非課税措置を受けるための、社会福祉事業の用に供する不動産である旨の証明を行っています。

○ 令和4年度 登録免許税関係証明数10件
不動産取得税関係証明数.....16件

ス まごころ駐車場利用証の交付事務

障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して施設を利用できるように支援するため、対象となる方に利用証の交付を行っています。

【利用証交付数】

（令和4年度）

身体障がい者	身体障がい者以外							計
	知的障がい者	精神障がい者	高齢者	難病者	妊産婦	けが人	その他	
157	4	0	30	8	35	13	1	248

(別表 1)

介護（予防）サービス事業所数（令和5年4月1日現在）※みなし指定を除く

サービス種別	直方市	飯塚市	宮若市	嘉麻市	小竹町	鞍手町	桂川町	計
訪問介護	29	72	10	17	3	4	3	138
訪問入浴介護	2	1	0	0	0	0	0	3
介護予防訪問入浴介護	2	1	0	0	0	0	0	3
訪問看護	15	33	3	9	1	2	1	64
介護予防訪問看護	15	33	3	9	1	2	1	64
訪問リハビリテーション	1	0	1	2	0	0	1	5
介護予防訪問リハビリテーション	1	0	1	2	0	0	1	5
居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0	0
通所介護	34	46	7	15	2	9	6	119
通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所生活介護	7	17	3	5	2	1	2	37
介護予防短期入所生活介護	7	17	3	5	2	1	2	37
短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	6	7	5	2	1	0	0	21
介護予防特定施設入居者生活介護	6	6	3	2	0	0	0	17
福祉用具貸与	4	19	2	2	0	0	1	28
介護予防福祉用具貸与	4	19	2	2	0	0	1	28
特定福祉用具販売	3	19	2	2	0	0	1	27
特定介護予防福祉用具販売	3	19	2	2	0	0	1	27
介護老人福祉施設	6	15	4	5	1	2	3	36
介護老人保健施設	5	6	3	2	2	1	1	20
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	1	1
介護医療院	0	1	1	2	0	0	0	4
小計 介護サービス	112	236	41	63	12	19	20	503
小計 介護予防サービス	38	95	14	22	3	3	6	181
合計	150	331	55	85	15	22	26	684

(別表 2)

障がい福祉サービス事業所数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

		直方市		飯塚市		宮若市		嘉麻市		小竹町		鞍手町		桂川町		計	
		事業所数	サービス数	事業所数	サービス数	事業所数	サービス数	事業所数	サービス数	事業所数	サービス数	事業所数	サービス数	事業所数	サービス数	事業所数	サービス数
居宅系	居宅介護		18		43		6		8		2		2		3		82
	重度訪問介護		13		32		3		8		2		1		2		61
	行動援護	18	1	43	2	6	0	8	0	2	0	2	1	3	0	82	4
	同行援護		7		16		1		2		0		0		0		26
	小 計		39		93		10		18		4		4		5		173
施設系	生活介護		14		24		4		12		3		3		6		66
	就労移行支援（一般型）		4		6		0		2		0		0		1		13
	就労継続支援（A型）		7		17		1		2		0		1		0		28
	就労継続支援（B型）		14		33		4		18		3		4		5		81
	就労定着支援		1		1		0		0		0		0		0		2
	自立生活援助	36	1	75	0	9	0	33	0	4	0	10	0	11	0	178	1
	自立訓練（機能訓練）		0		1		0		0		0		0		0		1
	自立訓練（生活訓練）		3		4		0		1		0		1		0		9
	短期入所		8		15		4		11		2		2		2		44
	施設入所支援		2		8		3		6		1		0		1		21
	小 計		54		109		16		52		9		11		15		266
居住系	介護サービス包括型		14		20		4		16		2		3		3		62
	外部サービス利用型	17	2	22	0	5	1	16	0	2	0	4	1	7	2	73	6
	日中サービス支援型		1		2		0		0		0		0		2		5
	小 計		17		22		5		16		2		4		7		73
合 計		71	110	140	224	20	31	57	86	8	15	16	19	21	27	333	512

保護課

次の業務を行っています。

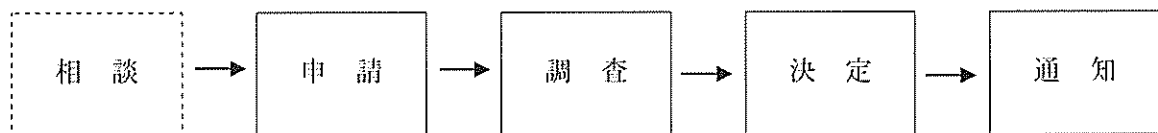
ア 生活保護の決定及び実施に関する業務

保護の開始・変更・停止・廃止などの決定、実施及びそれらに必要な調査を家庭訪問や文書等によって行います。

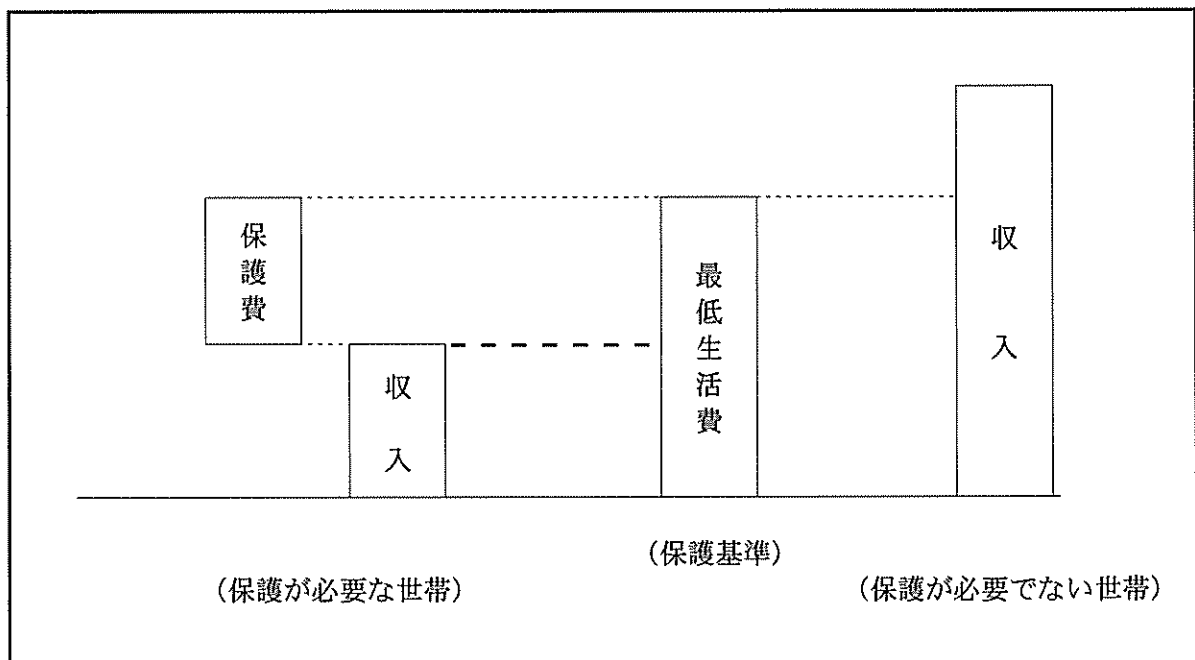
イ 被保護者の自立助長のための相談助言等の援助業務

定期的に家庭訪問を行い、被保護者の自立に向けて必要な助言や指導を行います。

※保護の決定



※生活保護は、世帯を単位としていますので、一緒に生活している世帯員全員の収入と、国が定めた最低生活費とを比べた上で決定します。



(1) 最低生活費とは、世帯員の食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、介護費、医療費の合計額を指します。

(2) 収入とは、次のような世帯のすべての収入を指します。

- ① 就労収入（給料、内職収入、農業収入など）
- ② 年金、恩給、手当の収入
- ③ 仕送りや資産の売買で得た収入

このうち就労収入については、必要経費など一定の控除が認められています。

【生活保護制度について】

日本国憲法第 25 条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とします。

保護の決定に際しては、世帯の困窮状況、資産・能力、他法活用や扶養義務者の援助等の調査のうえで決定されます。

○ 保護の種類について

生活保護には次の 8 種類の扶助があり、それぞれ国が定めた基準の範囲内で支給されます。

- 1 生活扶助
衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な費用
- 2 教育扶助
学用品、教材費、給食費及び学級費等の義務教育に伴って必要な費用
- 3 住宅扶助
家賃、地代及び住宅の補修などの費用
- 4 医療扶助
傷病の治療に必要な診察及び薬剤などの費用
- 5 介護扶助
要介護者及び要支援者に該当する者が介護サービスを受けるための費用
- 6 出産扶助
分娩の介助、分娩前後の処置に係る費用
- 7 生業扶助
就労のために必要な費用及び技能や技術を身につけるための費用
- 8 葬祭扶助
検案、死体の運搬、火葬、埋葬、納骨その他葬祭のために必要な費用

○ 保護課の構成について

- ・ 保護第 1 係 鞍手郡鞍手町・鞍手郡小竹町の一部を担当
- ・ 保護第 2 係 鞍手郡小竹町・嘉穂郡桂川町を担当

【町別保護状況】 保護率(%)

(各年度末現在)

年度	小竹町			鞍手町			桂川町			合計		
	世帯数	人員	保護率	世帯数	人員	保護率	世帯数	人員	保護率	世帯数	人員	保護率
R2	308	410	5.67	476	630	4.16	312	430	3.32	1,096	1,470	4.16
R3	291	389	5.61	448	608	4.13	305	422	3.33	1,044	1,419	4.08
R4	280	369	5.23	452	603	4.06	304	413	3.23	1,036	1,385	3.99

監査指導課

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所及び宗像・遠賀保健福祉環境事務所管内の対象施設について、人員、施設・設備基準等の遵守や事業の適正な運営を確保し、利用者に対するサービスの一層の充実を図ることを目的として、次の業務を行っています。

ア 指導監査

次の対象施設に対し、県条例及び国の法令で定める最低基準を遵守しているか確認するとともに、必要な助言・指導を行います。

- ・ 保育所
- ・ 認定こども園（幼稚園型を除く）
- ・ 保育所のみを経営する社会福祉法人（一つの市域内のみで事業を行う法人を除く）
- ・ 町社会福祉協議会

イ 運営指導

次の対象施設に対し、県条例及び国の法令で定める基準に照らして、事業者支援を主眼として、必要な助言・指導を行います。

- ・ 介護サービス事業者
- ・ 介護老人保健施設

ウ 立入調査

届出保育施設等（認可外保育施設）に対し、国の通知で定める基準を遵守しているかを調査し、必要な助言・指導を行います。

【令和4年度 指導監査等実績】

* 対象施設数

R4.4.1 現在

	令和4年度		実施方法
	指導等数	対象施設数	
公立保育所	13	13	毎年実施
私立保育所	91	91	毎年実施
認定こども園	17	17	毎年実施
届出保育施設等	72	71	毎年実施
社会福祉法人	5	16	3年ごと実施
町社会福祉協議会	3	7	3年ごと実施
介護サービス事業者	132	936	抽出実施
介護老人保健施設	11	31	3年ごと実施
計	342	1,180	

発行元： 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

発行年月： 令和5年6月

住所： 〒820-0004

福岡県飯塚市新立岩8番1号

福岡県飯塚総合庁舎

電話： 0948-21-4911

F A X： 0948-24-0186

福岡県行政資料

分類番号	所属コード
GA	4403150
登録年度	登録番号
05	0001